

平成22年度

産業競争力の強化と大学等の基礎研究活性化を目指す！

産学共創基礎基盤研究 研究提案公募要領

技術テーマ

テラヘルツ波新時代を切り拓く
革新的基盤技術の創出

公募期間

平成23年1月28日(金)～3月3日(木)正午

！公募期間を過ぎた提案は一切受け付けません。ご注意ください！



独立行政法人科学技術振興機構(JST)

産学基礎基盤推進部

平成23年1月

公募にあたってのご注意

1) 研究テーマについて

産学共創基礎基盤研究では、下記技術テーマの解決に向けた研究提案を公募します。

技術テーマ名	プログラムオフィサー(PO)	採択予定 課題数
テラヘルツ波新時代を切り拓く 革新的基盤技術の創出	伊藤 弘昌 JSTイノベーションプラザ宮城 館長	最大10課題 程度

2) 公募・選考スケジュール(予定)

研究提案の公募期間	<u>平成23年1月28日(金)正午～3月3日(木)12時(正午) <厳守></u> <u>！応募期限を過ぎた提案は一切受け付けません！</u> <u>！ご注意ください！</u>
公募説明会	【東京】 <u>日時:平成23年2月9日(水)15:00～17:00</u> 場所:TKP東京駅日本橋ビジネスセンター 【大阪】 <u>日時:平成23年2月10日(木)14:00～16:00</u> 場所:TKP大阪淀屋橋カンファレンスセンター 最新情報及び申し込み等については、 ホームページ(http://www.jst.go.jp/kyousou/)をご確認ください。
書類審査	平成23年4月上旬頃
審査結果通知	平成23年4月上旬～中旬頃
面接審査	平成23年4月中旬～下旬頃 ※書類選考を通過した研究代表者にお越しいたぎます。
審査結果通知	平成23年4月下旬～5月上旬頃
採択・契約等	平成23年5月上旬以降
研究開始	平成23年5月以降

✓ 下線を付した日付は確定していますが、他の日程はすべて予定です。

目次

1. 産学共創基礎基盤研究の概要	- 1 -
(1) 制度の目的.....	- 1 -
(2) 制度のしくみ.....	- 1 -
(3) 制度の流れ.....	- 5 -
2. 技術テーマの設定趣旨	- 6 -
(1) 技術テーマ：「テラヘルツ波新時代を切り拓く革新的基盤技術の創出」.....	- 6 -
3. 応募者の要件	- 8 -
4. 研究チームの編成	- 9 -
5. 研究費	- 10 -
(1) 研究費の規模、研究期間.....	- 10 -
(2) 研究費(直接経費).....	- 10 -
(3) 研究費(間接経費).....	- 12 -
6. 選考及び採択	- 13 -
(1) 採択予定課題数.....	- 13 -
(2) 審査の方法等.....	- 13 -
7. 採択された研究代表者および研究機関の責務等	- 15 -
(1) 産学共創の場への参加.....	- 15 -
(2) 委託研究契約の締結.....	- 15 -
(3) 研究チーム内の予算配分(チームによる応募の場合).....	- 15 -
(4) 研究の推進.....	- 15 -
(5) 研究費の執行・経理.....	- 16 -
(6) 実施管理.....	- 16 -
(7) 評価.....	- 16 -
(8) 取得財産の帰属.....	- 16 -
(9) 知的財産権の帰属等.....	- 16 -
(10) 研究の成果等の発表.....	- 17 -
(11) 国民との科学・技術対話への取組.....	- 17 -
(12) 調査.....	- 17 -
(13) 研究機関における研究費の適切な管理・監査の体制整備等.....	- 17 -
8. 応募にあたっての留意点	- 18 -
(1) 不合理な重複及び過度の集中に対する措置.....	- 18 -
(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況.....	- 19 -
(3) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置.....	- 19 -
(4) 研究活動の不正行為に対する措置.....	- 20 -
(5) 他の競争的資金等で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置.....	- 21 -
(6) 関係法令等に違反した場合の措置.....	- 22 -
(7) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項.....	- 22 -
(8) 研究機関における研究費の適切な管理・監査の体制整備等について.....	- 22 -

(9) 生命倫理、安全の確保	- 23 -
(10) 人権及び利益保護への配慮.....	- 23 -
(11) 府省共通研究開発管理システムから政府研究データベースへの情報提供.....	- 24 -
(12) 応募情報及び個人情報の取り扱い.....	- 24 -
9. JST の関連事業における重複応募の制限について.....	- 25 -
10. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の利用方法について (重要)	- 26 -
(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について.....	- 26 -
(2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録.....	- 26 -
(3) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先.....	- 27 -
(4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の使用にあたっての留意事項.....	- 27 -
(5) システムを利用した応募の流れ.....	- 29 -
(6) 具体的な操作方法と注意事項.....	- 30 -
11. 提案書類の作成・提出について	- 42 -
(1) 提案書類の提出期限.....	- 42 -
(2) 応募に必要な書類.....	- 42 -
(3) 作成・提出にあたっての注意事項.....	- 42 -
12. 研究提案書(様式)	- 44 -
13. 産学共創基礎基盤研究Q&A.....	- 64 -

1. 産学共創基礎基盤研究の概要

(1) 制度の目的

産学の対話のもと、産業界に共通する技術的課題(技術テーマ)の解決に資する基礎研究を大学等が行い、産業界における技術テーマの解決を加速するとともに、産業界の視点や知見を基礎研究での取組にフィードバックしていきます。その取組の中で活力ある産学の対話の場を醸成し、前競争領域・非競争領域の研究成果を産学が共有することでオープン・イノベーションを促進し、大学等の基礎研究の活性化を図ると共に、我が国の産業競争力の向上をめざします。

(2) 制度のしくみ

まず JST が、各種業界団体や複数の企業等から、技術テーマ(日本の産業競争力を強化するために解決するべきものや、企業では難しい、基盤的な知に立ち返った大学等による基礎研究が必要なもの。あるいは本制度の取組を通じて、戦略的な産学の共同研究への発展を促し事業化を加速しうる、産業界の前競争領域・非競争領域にあるものを想定。)の提案を募集します。それらをもとに JST による調査や、外部有識者からなる産学共創基礎基盤研究推進委員会での審議を経て、JST が選定します(H22年度においては、2技術テーマ)。JST は当該技術テーマの解決に向けて最適なプログラムオフィサー(以下 PO)を決定します。POのもとには、POの求めに応じて意見を述べるアドバイザー(外部有識者)が置かれます。

次に、この技術テーマに基づき、広く大学等から、技術テーマの解決に資する研究提案を募り、POは最適な課題を選考します。採択された後、研究者、技術テーマ提案者、PO、アドバイザー等が参加する「産学共創の場」での議論を行いつつ、技術テーマの解決に向けた研究を行います。今回は、この研究提案が公募対象となります。

なお、当該技術テーマは最長10年程度継続しますが、各研究課題の研究期間は2年とします(※研究終了前に実施される評価の結果、望ましいと判断した課題については、最長5年程度まで認める場合があります。)

本制度のしくみを示します。

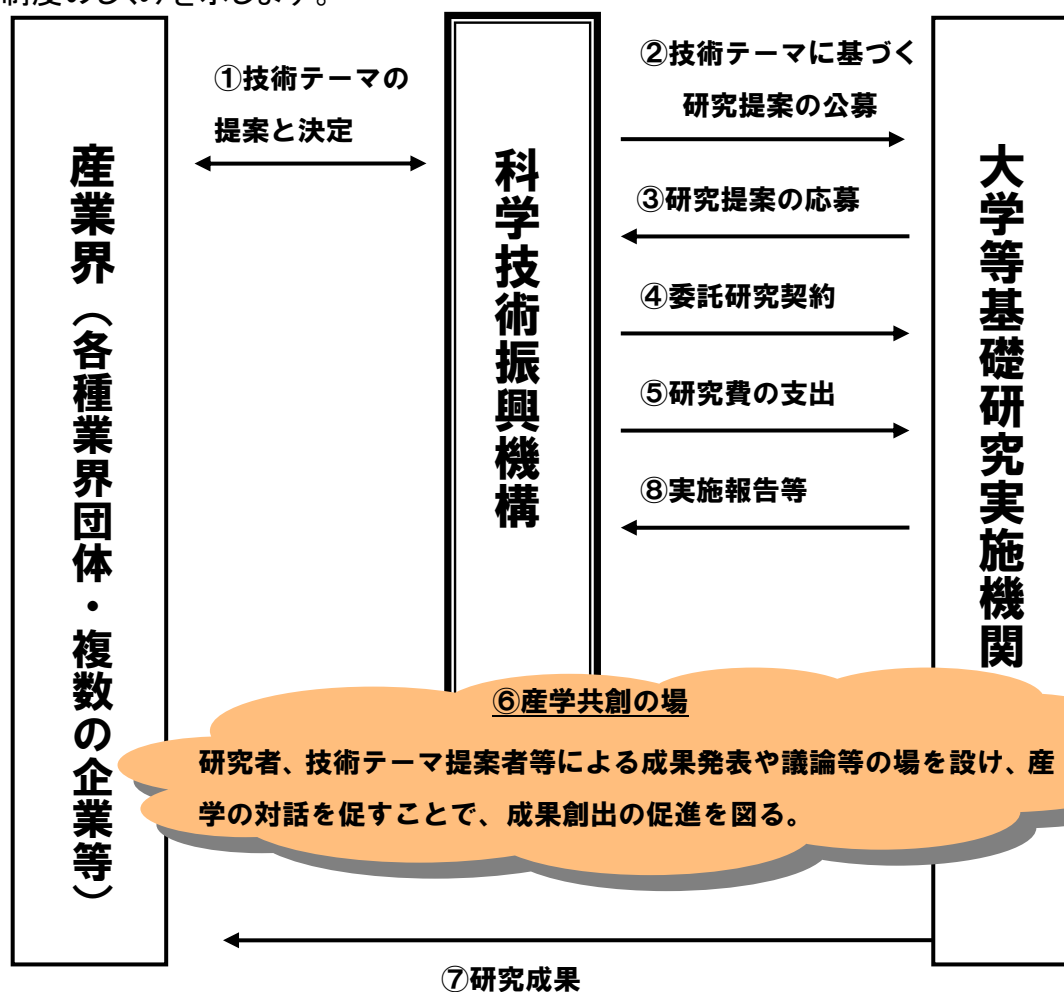


図1. 本制度のしくみ

図1に示した①～⑧の各項目について説明します。

① 技術テーマの提案と決定

- ✓ JST が、各種業界団体や複数の企業等から、技術テーマ（詳細は1.（2）を参照）の提案を募集。それを基にJSTによる調査や、外部有識者からなる産学共創基礎基盤研究推進委員会での審議を経て、JSTが選定します。
- ✓ 併せて、当該技術テーマの解決に向けて最適なPOを決定します。
- ✓ POのもとには、アドバイザーが置かれます。

② 研究提案の公募

- ✓ JST は、技術テーマに沿って、POによる公募指針を示したうえで、研究提案の公募を行います。

※今回の公募はこの研究提案の公募になります。

③ 研究提案の応募

- ✓ 技術テーマの解決を目指し、研究代表者が研究提案に応募します。
- ✓ 応募は、個人でも、チームでも可能です(研究代表者の構想を実現するために最適な研究実施体制で応募ください。)
- ✓ 応募者には、技術テーマの設定趣旨(※)に基づき、基礎研究の研究提案を e-Rad を通じて提出していただきます。
※ 詳しくは、「2. 技術テーマの設定趣旨」をご参照ください。
- ✓ 各研究課題の研究期間は2年とします(※研究終了前に実施される評価の結果、望ましいと判断した課題については、最長5年程度まで認める場合がありますので、2年以上の研究期間が妥当と思われる場合には最長5年程度までの研究提案を作成して頂いて結構です。ただし、審査の結果研究期間の短縮を求める場合があります。)

④ 委託研究契約

- ✓ JST は、本制度に採択された研究提案に参画する大学等と、機関別に「委託研究契約」を締結します。
(原則 JST から各機関に対して委託研究の申込書は発行しませんのでご了承ください。)

⑤ 研究費の支出、研究の実施

- ✓ JST は、1課題あたり年間最大3千万円程度(間接経費を含む)の研究費を支出します。
- ✓ 技術テーマは、最長10年程度継続します。
- ✓ 各研究課題の研究期間は2年とします(※研究終了前に実施される評価の結果、望ましいと判断された課題については、最長5年程度となる場合があります。)
- ✓ 研究期間終了後も、確立された技術を基に実用化に向けた研究が継続され、その結果、技術テーマ提案者など産学共創の場に参加する業界団体・企業への技術移転や、共同研究等に発展していくことを JST は期待します。

⑥ 産学共創の場

- ✓ 研究者、技術テーマ提案者、PO、アドバイザー等が参加して産業界の要望、各研究課題の進捗状況や成果創出状況等を議論し、更には産学の共同研究や研究人材の交流等を促すことにより成果創出を促進する、産学共創の場を設けます。産学共創の場は本制度における重要な活動であり、個々の技術テーマ毎に活力ある産学の対話の場を醸成し、前競争領域・非競争領域の研究成果を産学が共有することでオープン・イノベーションを促進し、大学等の基礎研究の活性化を図ると共に、我が国の産業競争力の向上に資することを目指します。

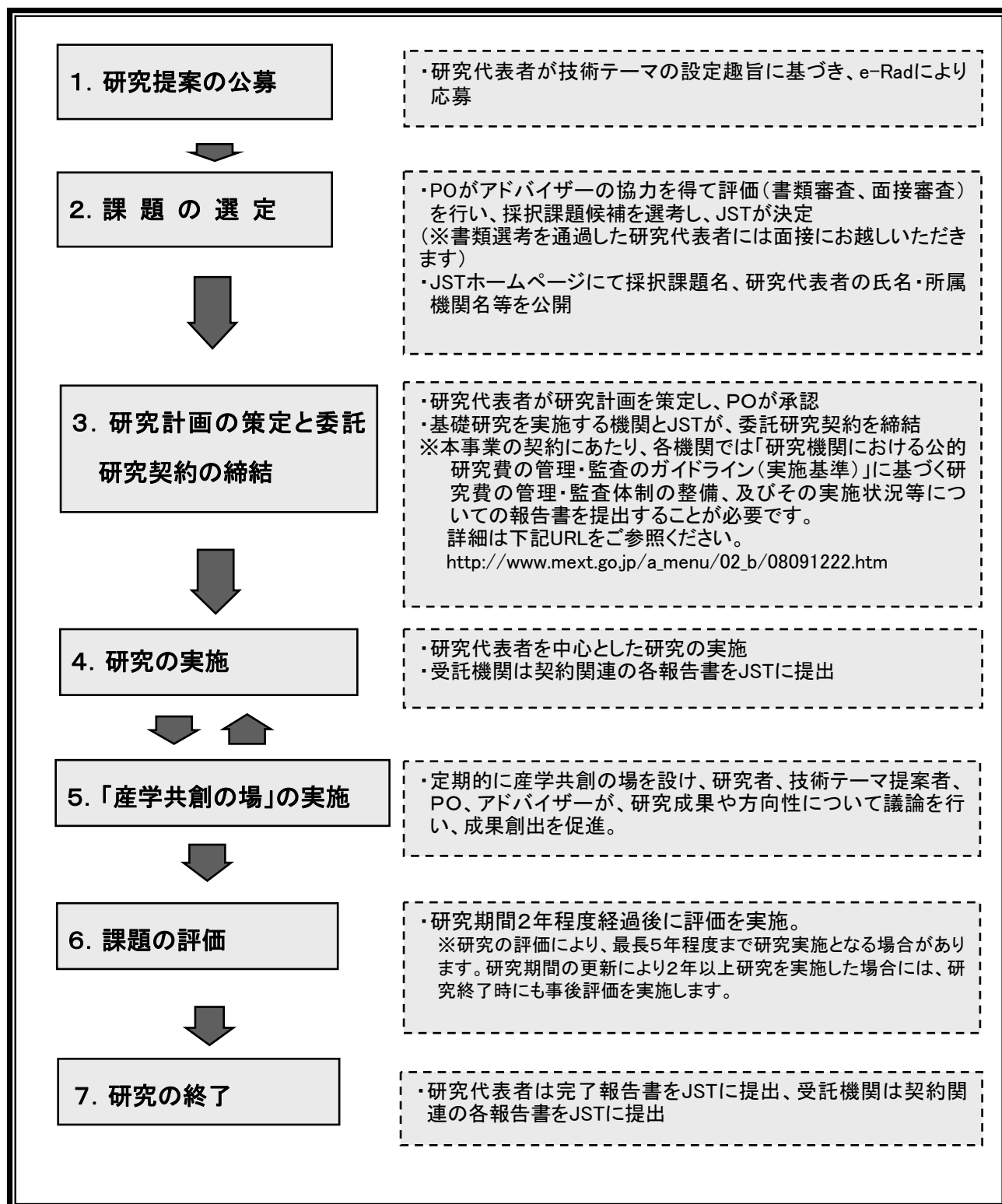
⑦ 研究成果

- ✓ 研究により得られた知的財産権については、産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)を適用し、同条に定められた一定の条件の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属します。なお、実施権の設定等については委託研究契約において示される条件に則りますが、技術テーマ提案者など産学共創の場へ参加する業界団体・企業へ、他に先んじて積極的に供与していただくことをJSTは期待します。

⑧ 実施報告等

- ✓ 研究チームには、委託研究契約に基づく各種報告書を適宜 JST に提出していただきます。なお、本制度における研究期間終了時に完了報告書をJSTに提出していただきます。

(3) 制度の流れ



2. 技術テーマの設定趣旨

課題の提案にあたっては、以下の内容をご確認の上、応募をお願いいたします。

(1) 技術テーマ：「テラヘルツ波新時代を切り拓く革新的基盤技術の創出」

PO：伊藤 弘昌（JSTイノベーションプラザ宮城 館長）

① 技術テーマの概要

テラヘルツ波は電波と光波の間の周波数帯に位置し、電波の良好な透過性と光波の持つ制御性の良さを兼ね備えており、1990年代から本格的な取り組みが始まった新たなフロンティアであります。この波長帯で固有の指紋スペクトルをもつ物質も多いことから、スペクトルの基礎的な解明やその特性を活かし、従来実現できなかった様々な新用途が期待されています。

本技術テーマでは、優れた特色を持つテラヘルツ波の産業応用に必要な能力や特性を兼ね備えるための、科学に基づく革新的な基盤技術により要素技術を創出し、テラヘルツ波新時代を我が国から切り拓くことを目的とします。また、この制度の特徴である産業界と研究者との対話の場「産学共創の場」を活用することにより、産業界の基本的ニーズを共有し、世界をリードする基礎的な研究に反映していきます。

② POによる公募・選考・技術テーマ運営にあたっての方針

近年のテラヘルツ波研究はまだ比較的浅い歴史しかありませんが、長い間我が国が培ってきた光科学や超高速エレクトロニクスの力を活かし、いまや世界の先頭を走る分野の一つとなっています。しかし、基礎研究による果実である実用化、社会への普及・貢献というところまでには、新しいブレークスルーをいくつも生み出さなければなりません。この技術テーマのもと、他国に先んじて科学・技術的な跳躍を創出し、この分野における我が国の競争力強化を実現できれば、当該分野はもちろん、様々な産業の強化へと波及するものと思われれます。

テラヘルツ波帯は、“テラヘルツギャップ”とも呼ばれているように長い間未踏破周波数領域であり、現在でも他の電磁波周波数帯に比して、光源、検出器をはじめ周辺の部品や材料、デバイスの開発が、日もまだ浅く不十分であります。また、テラヘルツ波と物質との相互作用についての理解も同様であります。近年のこの分野の活発化には、我が国の研究者の多大な寄与が認められるところではありますが、今後のブレークスルーを実現するための基盤を確立することが、国際的にも強く求められております。

テラヘルツ波によるセンシングやイメージングは、産業界がテラヘルツ波の応用でもっとも期待している分野であります。テラヘルツ波を用いることで、これまで見ることや見

分けることのできなかつたものが識別できるようになれば、基礎科学から、工学、理学、医学、薬学、農学 などに関連する研究開発分野から、広範な産業分野での革新的な展開が期待されます。計測対象や目的は多種多様ですが、計測には、常に高感度で高速・高精度ということが求められます。

テラヘルツ波計測の高感度化には、光源の高出力化・高安定化とともに、検出器の高感度化が必須であります。テラヘルツ波光源には、超短パルスによる広帯域テラヘルツ波発生や、パルス動作から連続動作までの単色テラヘルツ波発生など、多彩でそれぞれに特徴がありますが、今後の展開のための大幅な高性能化が求められます。また、半導体による小型高性能で革新的なデバイスへの期待も大であります。イメージングでは大量のデータ取得が必要なため、計測手法の高速化も非常に重要です。テラヘルツ波計測にマッチした高速高精度な計測手法の確立も望まれるところです。加えて、テラヘルツ波検出器に対する要求はさらに大きなものがあります。できるだけ高温で動作できる高感度、低雑音、広帯域の検出器が望まれます。またテラヘルツ波の応用に不可欠な各種の周辺部品や材料なども、重要なテーマであります。

さらに、高強度テラヘルツ波光源の開拓は、物質の直接的な励起や新物質の創生など、新たなテラヘルツ波の展開を図る鍵として期待されます。基本的で重要な問題として、テラヘルツスペクトルに現れる振動モードの分光学的な理解があります。スペクトルの帰属の理解や体系的な検討が進めば、データベースの有効な活用が図られるようになります。

テラヘルツ波の新時代を切り拓くための要素技術のブレークスルーを、論理的な根拠に基づく学の基礎的研究で成し遂げることにより、普遍的な将来展開を図れるような、斬新な提案が望まれます。またこの分野は様々な学問と技術の融合分野であり、幅広い学際的な取り組みも重要であります。

以上のような観点から、上記課題の実現に資するような研究課題を「学」から公募します。対象とする研究は大学などによる基礎に根ざした研究であります。革新的要素技術につながる基盤技術の創出には、「学」の基礎研究力と「産」のニーズが十分に合致する必要があります。技術テーマ運営にあたっては「産学共創の場」を積極的に活用して、将来的に研究成果が産業界で活用できるよう、研究の遂行中に「産」と「学」との密接な意見交換を行いながら研究を推進します。テラヘルツ波科学技術への情熱と、新規アイデアにあふれる提案をお待ちしています。

3. 応募者の要件

- ✓ 自ら研究提案を構想し、個人で、あるいは研究チームを組織し、その責任者として、目標達成へ向けて研究を推進する能力があること。
- ✓ 国内の大学等、非営利機関に研究者として所属している、または現在は特定機関に所属していないが、採択された場合、自らが国内の大学等に所属して、研究を実施することが可能なこと。
- ✓ 研究期間を通じて、研究チームの責任者として課題全体の責務を負うことができること。

<重要>

1. 研究代表者がPOと下記の関係にあるとされる場合には、選考対象から除外されます。
 - ① 研究代表者とPOが親族関係にある場合。
 - ② 大学・公的研究機関等において、POと同一の研究室・研究グループ等の最小単位組織に所属している場合等。

※上記に類する可能性がある場合は、JSTへお問い合わせください。

4. 研究チームの編成

- ✓ 研究チームを組織して応募する場合、研究チームの編成は、研究代表者の研究構想を実現するために必要十分で最適な編成を提案してください。研究代表者が担う役割が中心的ではない、研究構想における共同研究グループの役割・位置づけが不明であるチーム編成は本制度の研究体制としては相応しくないものとなりますので、ご注意ください。
- ✓ 研究チームには、企業等の営利機関は参加できません。
- ✓ 研究チームは、研究代表者を中心とした研究者の集団です。研究チームには研究代表者の研究室メンバーによる「研究代表者グループ」のほか、研究代表者の研究構想を実現する上で必要と判断される場合、その他の研究室あるいは研究機関に所属する研究者等からなるグループ（「共同研究グループ」）を編成することもできます。なお、共同研究グループを編成する場合は、その必要性や効率も選考の重要な観点となります。
- ✓ 研究推進上の必要性に応じて、研究員（外国人も可）、研究補助者等を研究費の範囲内で雇用し、研究チームに参加させることが可能です。
- ✓ 次の2つの条件を満たす場合には、海外の研究機関に所属する研究者が研究チームに参加し、当該の海外研究機関で研究を行うことも可能ですが、POの承認を必要とします。
 1. 研究代表者の研究構想を実現する上で必要不可欠と判断され、当該の海外研究機関でなければ研究実施が不可能であること。
 2. 当該の海外研究機関と JST との間で、知的財産権の共有ができること。

(注) 海外の研究機関を含む研究チーム構成を希望される場合には、研究提案書（様式7）に、海外の研究機関に所属する共同研究者が必要であることの理由を記載してください。

5. 研究費

(1) 研究費の規模、研究期間

- ✓ 研究費の規模： 1課題あたり、年間最大3千万円程度(間接経費を含む)
- ✓ 研究期間： 研究期間は2年間とします(※研究終了前に実施される評価の結果、望ましいと判断された課題については、最長5年程度まで認める場合があります。)
- ✓ 研究終了時期は、研究最終年の年度末とすることができます。例えば、研究期間2年間の研究提案で採択された場合、平成24年度末まで。5年間の研究提案の場合、当初2年間の研究展開状況の評価により、望ましいと判断されれば平成27年度末まで、全体で5年程度研究が継続します。
- ✓ 研究期間中において、進捗状況等を踏まえ、POの判断によって研究費の調整を行うことがありますので予めご了承ください。

研究費は、研究の実施に必要な、直接経費及び間接経費の総額となります。応募時には、直接経費の30%を上限として間接経費を算出してください。

応募にあたっては、研究期間中における所要額を算出し計上していただきますが、実際に支出される研究費の額は、採択後、提案書類に記載された研究構想等の審査の結果等に基づき協議の上、調整させていただくことがあります。また、国の予算措置の関係で年度毎に JST から支出される研究費の限度額が変動することがありますので予めご了承ください。

(2) 研究費(直接経費)

研究費(直接経費)の用途については、以下の通りです。

① 物品費

- ・ 設備備品費
 - 取得金額20万円以上かつ耐用年数1年以上の汎用性のある設備(機械装置、工具器具備品)の購入、据付等に必要な経費
 - 取得金額20万以上かつ使用可能期間1年以上の既製品のソフトウェアの購入に必要な経費
- ・ 消耗品費
 - 設備備品費に該当しない物品の購入に必要な経費
 - 設備備品費に該当しない既製品のソフトウェアの購入に必要な経費

- 書籍の購入に必要な経費

② 旅費

研究代表者や研究分担者等の研究実施に必要な移動等に伴う旅費です。

③ 人件費、謝金

・ 人件費

大学等における研究に従事するポスドク及び研究補助員(学生アルバイト含む)等の従事率に応じた雇用等に要する人件費です。

人件費の算出にあたっては、大学等の賃金支給規則によるなど、妥当な根拠に基づき、業務の内容に応じた単価を設定する必要があります。さらにその根拠についての証拠書類、及び従事率を示す勤務管理簿などの証拠書類を、JST に提出していただく必要があります。

なお、単価の設定が社会通念上、許容される範囲を超えていると JST が判断した場合、人件費の支出として認められない場合もあります。

・ 人材派遣に係る経費

人材派遣会社から派遣される研究員の受入に係る従事率に応じた経費です。

・ 諸謝金

研究を実施するために必要な治験等の外部協力に対する謝礼金等の経費です。

④ その他

上記のほか、研究を実施するために必要な経費です。以下は具体例です。

- ・ 通信運搬費、印刷製本費、借損料
- ・ 雑役務費(ソフトウェアの作成、データ分析等の役務の提供に係る経費)
- ・ 学会参加費、論文投稿料、消費税相当額等

なお、以下の経費は研究費(直接経費)として支出できません。

- ・ 当該研究の目的に合致しないもの
- ・ 間接経費としての使用が適切と考えられるもの

その他、研究費からの支出が適切か否かの判断が困難な場合は、JST へ問い合わせてください。(巻末の「Q&A」もご参照ください)

- ✓ JST では、研究費の柔軟で効率的な執行を研究の実施機関に対して要請する

とともに、国費を財源とすること等から、一部の項目について委託研究契約書や事務処理説明書等により、一定のルール・ガイドラインを設ける等して、適正な執行をお願いしています。

(3) 研究費(間接経費)

間接経費の上限は、直接経費の30%とします。間接経費は、研究参加者の研究環境の改善やその所属研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当してください。(巻末の「Q&A」もご参照ください)

6. 選考及び採択

(1) 採択予定課題数

1技術テーマあたり、最大10課題程度

(2) 審査の方法等

提案内容の審査は、PO及びアドバイザーによって実施されます。

応募者から提出された提案書類の内容について、POがアドバイザーの協力を得て審査(書類審査及び面接審査)を行い、次ページに示す「審査の観点」に基づき採択候補課題を選考します。なお審査の過程において、提案内容について応募者に問い合わせを行う場合があります。

審査は非公開で行われますが、応募者との利害関係者は、当該応募者の提案課題の審査を担当しません。

また、審査に関わる者は、一連の審査で取得した一切の情報を、第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守します。

なお、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。また提出された提案書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

○ 審査の手順

審査は、次の手順により実施されます。スケジュールは表紙裏をご覧ください。

① 形式審査

提出された提案書類について、応募の要件(応募者の要件、必要書類の有無、不適正経理に係る申請資格の制限等)を満たしているかについて審査します。

応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

② 書類審査

POがアドバイザーの協力を得て、書類審査を実施し、面接審査を実施する提案を選定します。

③ 面接審査

面接審査においては採択候補課題の研究代表者とPO、アドバイザーが、後述の審査の観点に基づいて、研究提案についての議論を行います。

※必ず研究代表者ご本人にお越しいただきます。

④ 最終審査

書類審査・面接審査の評価を踏まえ、POが取りまとめを行い、採択候補を決定します。

○ 審査の観点

審査(形式審査を除く)は、以下の観点に基づき総合的に実施します。

- 技術テーマの設定趣旨との整合性
技術テーマの解決に資する課題内容であること。
- 目標・計画の妥当性
課題解決に向けた目標・計画が具体的かつ明確であり、実現性が高いこと。
- 研究開発体制の妥当性
研究開発体制が適切に組織されており、また研究に必要な環境が整備されていること。
- 産業競争力強化につながる技術確立の可能性
産業競争力強化につながる技術の確立が期待でき、新しい産業の創出、産業競争力強化、雇用拡大等日本経済発展に貢献し、社会・経済への独創的で大きなインパクトが期待できること。
- その他、技術テーマにおける目標達成に必要なこと。

○ 審査結果の通知等

- ① 書類審査を通過し面接審査に進む研究提案の研究代表者に対して、面接審査の実施要領・日程等をお知らせいたします。面接審査に進まない場合はその旨ご連絡いたします。
- ② 面接審査を経て、採択候補決定の後、採択・不採択の通知をいたします。
- ③ 採択課題については、課題名、研究代表者の氏名と所属研究機関名をホームページ等で公表します。不採択の場合、その内容を一切公表しません。
✓ 応募情報の管理については「8. 応募にあたっての留意点(12)応募情報及び個人情報の取り扱い」を参照してください。
- ④ 採択された研究代表者には、PO等の意見を踏まえて研究計画書を策定いただき、POが承認します。
- ⑤ 課題が採択された場合も、PO及び JST による、研究計画等の見直し、研究費額の調整等が行われる場合があります。また、研究開始後においても、適宜 JST より研究計画等の見直し、研究費の調整等をする場合があります。

7. 採択された研究代表者および研究機関の責務等

(1) 産学共創の場への参加

研究者、技術テーマ提案者、PO、アドバイザー等が参加し、各研究課題の進捗状況や成果創出状況・産業界の要望等を議論し、更には産学の共同研究や研究人材の交流等を促すことにより、成果創出を促進する、産学共創の場を設けます。具体的には、各参加者が、産学共創の場にかかる規約(参考1を参照)に合意した上で、研究者が研究の進捗状況、成果創出状況にかかる情報を発表し、これに対して技術テーマ提案者やPO等が以降の研究について、アドバイスや要望を伝え、相互のすり合わせと以降の研究の方向性について議論し、合意を形成する場となります。産学共創の場は本制度における重要な活動であり、個々の技術テーマ毎に活力ある産学の対話の場を醸成し、前競争領域・非競争領域の研究成果を産学が共有することでオープン・イノベーションを促進し、大学等の基礎研究の活性化を図ると共に、我が国の産業競争力の向上に資することを目指す活動です。なお、技術テーマの方向性・運営に変更が生じた場合、研究計画の変更や研究の中止を求める場合があります。

(2) 委託研究契約の締結

JSTは、採択された課題について、研究に参画するすべての研究機関との間で、委託研究契約を締結します。契約を締結するにあたっては、関係する法令等の遵守はもとより契約条項に同意することが必要になりますが、万一、その内容(経費の積算を含む)が双方の合意が得られない場合は、採択された研究課題であっても契約に至らない場合があります。

なお、予算上の制限等やむを得ない事情が生じた場合には、研究計画の変更あるいは研究の中止を求めることがあります。

(3) 研究チーム内の予算配分(チームによる応募の場合)

研究代表者は、研究を実施するにあたり、研究チームへの定められた予算額内において、研究費の配分権限を持ちます。研究代表者は、当該研究の共同研究グループに対して、適切な予算配分を実施してください。

(4) 研究の推進

研究代表者は、研究遂行上のマネジメント、成果の公表等、推進全般についての責任を持つ必要があります。

特に、計画書の作成、各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等につい

ては、研究代表者が行ってください。

(5) 研究費の執行・経理

研究費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研究費として研究機関に執行していただきます。研究機関は、研究費の経理状況を常に把握するとともに、研究費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。

なお、本研究費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

(6) 実施管理

JST は、研究期間中、PO等による実施管理を行い、進捗状況等について必要な調査(現地調査を含む。)を実施するとともに目的が達成されるよう、研究代表者等に対し研究の遂行上必要な指導・助言等を行います。研究代表者には進捗状況についての報告を求めます。また JST と委託研究契約を締結した機関は、支出した研究費についての報告を定期的に行う必要があります。また、JST は、支出した研究費について適宜問い合わせることがあります。

(7) 評価

研究代表者から提出される報告書、中間評価等により、POは研究の進捗状況や成果を把握します。JSTはPOの指示に基づき、研究計画の見直し等を研究代表者に求めることがあります。評価結果によっては、研究計画の変更を求めるだけでなく、研究費の増額・減額や研究の中止を求めることがあります。また、研究期間終了時、POは、各研究課題の成果等について事後評価を行います。JSTは、評価結果をホームページ等で公開します。

(8) 取得財産の帰属

JSTが支出する研究費により大学等が取得した設備等については、大学等に帰属させることが可能です。

(9) 知的財産権の帰属等

研究により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、制度及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権)については、産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)を適用し、同条に定められた一定の条件(出願・成果の報告等)のもと、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属

させることができます。なお、実施権の設定については、JSTと機関の間で締結される委託研究契約、産学共創の場にかかる規約に則りますが、技術テーマ提案者など産学共創の場に参加する業界団体・企業へ、他に先んじて積極的に供与していただくことをJSTは期待します。

(10) 研究の成果等の発表

本制度により得られた成果については、知的財産の保護に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、研究期間中及び終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただく場合があります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST へご一報ください。また、発表の際には本制度による成果であることを明記し、公表した資料については JST に提出いただけますようお願いいたします。

(11) 国民との科学・技術対話への取組

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成 22 年 6 月 19 日)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対し分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。詳しくは以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(12) 調査

研究期間終了後、JST が実施する追跡調査(フォローアップ)にご協力いただきます。その他必要に応じて、進捗状況の調査にもご協力いただきます。

✓ 研究期間終了後に、研究代表者の連絡先等に変更があればご連絡ください。

(13) 研究機関における研究費の適切な管理・監査の体制整備等

研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)に基づき、研究機関における委託研究費の管理・監査体制を整備する必要があります。

8. 応募にあたっての留意点

(1) 不合理な重複及び過度の集中に対する措置

① 不合理な重複に対する措置

応募者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本制度において、審査対象からの除外、採択の決定の取り消し、又は研究費の減額(以下、「採択の決定の取り消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本制度への応募段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取り消し等を行うことがあります。

② 過度の集中に対する措置

本制度に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超えていると判断される状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において、採択の決定の取り消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されていると判断される場合。
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されていると判断される場合。
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本制度への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本制度の事務担

当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取り消し等を行うことがあります。

③ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・制度)内容の一部に関する情報を、府省共通研究システム(e-Rad)等を通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度等におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況

他の制度への応募段階(採択が決定していない段階)での本制度への応募は差し支えありませんが、他の制度への提案内容、採択の結果によっては、本制度において、採択の決定の取り消し等を行うことがあります。

応募者が、異なる課題名又は内容で他の制度において助成を受けている場合は、上記の重複応募の制限の対象とはなりません。審査においてエフォート等を考慮することとなりますのでご注意ください。

このため、他の制度で助成を受けている場合、採択が決定している場合、又は応募中の場合には課題提案書の「他制度での助成等の有無」(様式6)に正確に記入してください。この記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、本制度において、採択の決定の取り消し等を行うことがあります。

(3) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)への措置については以下のとおりとします。

○ 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託研究契約の解除・変更を行い、研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加(※)の制限

本制度の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本制度への申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度の担当部門に当該不

正使用等の概要(不正使用等をした研究者の氏名、制度名、所属機関名、課題名、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供する場合があります。(他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限されることとなる可能性があります。)

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する本制度における申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、下記の表の通り、原則、研究費等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。

※「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

不正使用等の内容	制限の期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
単純な事務処理の誤り	なし
本制度による業務以外の用途への使用がない場合	2年
本制度による業務以外の用途への使用がある場合	2～5年 (具体的期間は、程度に応じて個々に判断される。) <例> ・本制度による業務に関連する研究等の遂行に使用(2年) ・本制度による業務とは直接関係のない研究等の用途に使用(3年) ・研究等に関連しない用途に使用(4年) ・虚偽の請求に基づく行為により現金を支出(4年) ・個人の利益を得るための私的流用(5年)
提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給	4年

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用、以下「不正行為等」という。)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)に基づき、以下の通りとします。

○ 研究活動の不正行為が認められた場合の措置

(i) 契約の解除・変更、研究費の返還

研究活動の不正行為が認められた課題について、委託研究契約の解除・変更を行い、研究活動の不正行為の悪質性に考慮しつつ、研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。(競争的資金の適正な執行に関する指針(平成19年12月14日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づく)。

(ii) 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本制度への申請及び参加を制限します。また、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に当該不正行為等の概要(不正行為等をした研究者の氏名、所属機関、課題名、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当部門は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

措置の対象者	制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

(5) 他の競争的資金等で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人の他の競争的資金制度(※)、競争的資金制度以外の JST の所掌する研究事業のいずれかにおいて、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、当該事業において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加を制限します。(遡及して適用することがあります)。

※「他の競争的資金制度」とは、平成22年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成21年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

また、申請等資格制限の取り扱い及び対象制度が変更になった場合は適宜、文部科学省及び JST のホームページ等でお知らせいたします。

現在、具体的に対象となる制度につきましては、下記ホームページをご参照ください。なお、下記ホームページ、URL は適宜変更になることがあります。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/comefund/10ichiran.pdf>

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(7) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、制度完了の年度の翌年度から5年間適切に保管する必要があります。

(8) 研究機関における研究費の適切な管理・監査の体制整備等について

研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)に基づき、研究機関における委託研究費の管理・監査体制を整備する必要があります。また、その実施状況の報告をしていただくとともに、体制整備等の状況に関する現地調査が行われる場合にはご対応ください。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

○ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本制度の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての実施状況報告書を提出することが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、「『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)』に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について(通知)」(平成 22 年 9 月 1 日付文部科学省科学技術・学術政策局長)の様式に基づいて、原則として研究開始(契約締結日)までに、各研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に実施状況報告書が提出されていることが必要です。

実施状況報告書の提出方法の詳細については、下記ホームページをご覧ください

い。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1297229.htm

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

実施状況報告書提出後の取扱いについて、文部科学省では、特に、報告書中の必須事項とされた事項についての対応が不適切・不十分である場合は、取組状況に特に問題があるとして取り扱い、問題点を指摘し、改善計画の作成を求めることがあります。その上で、改善計画が実施されない等問題が解消されないと判断される場合には、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人からの競争的資金等の配分が停止される等の措置が講じられることがあります。(なお、必須事項以外の項目についても、報告内容の確認の上、問題点があると認められる場合があります。)

(9) 生命倫理、安全の確保

応募にあたっては、生命倫理及び安全の確保、又は実験動物の取り扱いに関し、実施機関の長等の承認・届け出・確認等が必要な研究(※)の有無を確認してください。また、これらに該当する研究については、開始時までには必ず所定の手続きを完了してください。

※詳しくは下記ホームページをご参照ください。

文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

環境省ホームページ「動物の愛護及び管理に関する法律」に係る法規集」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html

なお、上記の手続きを怠った場合又は当該法令等に適合しない場合には、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがありますので注意してください。

(10) 人権及び利益保護への配慮

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調

査を含む場合には、人権及び利益の保護の取り扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(11) 府省共通研究開発管理システムから政府研究データベースへの情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する政府研究データベース(※)に、各種の情報を提供することがあります。

※政府研究データベース

国の資金による研究について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

(12) 応募情報及び個人情報の取り扱い

① 応募情報の管理について

提案書類の提出物は審査のために利用します。なお、審査には JST 内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

採択された個々の課題に関する情報(制度名、課題名等各制度の公募要領で、公表することを明記されている情報、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜 JST のホームページにおいて公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

② 個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・ 審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ・ 審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等、採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。

9. JSTの関連事業における重複応募の制限について

産学共創基礎基盤研究の平成22年度の公募に関して、JSTの関連事業（JST事業）との間で、以下の通り重複応募についての一定の制限等があります。

- (1) 今回公募する研究テーマを通じて、研究代表者は、課題提案の応募を1件のみ行うことができます。
- (2) 現在、次の立場にある方は、原則として研究代表者として、応募しないでください。
(当該研究課題等の研究期間が、平成22年度内に終了する場合を除く。)
 - ・ 戦略的創造研究推進事業 さきがけの研究者
 - ・ 産学共創基礎基盤研究の研究代表者
- (3) 平成22年度の産学共創基礎基盤研究への応募が採択候補となった結果、JSTが運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としての研究課題等への参加が複数となった場合には、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を1件選択する等の調整を行うことがあります。(平成21年度以前に採択された研究課題等で当該研究期間等が、平成22年度内に終了する場合を除きます。)

10. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の利用方法について (重要)

以下の府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録、提案書類の提出は、必ず研究代表者が行ってください。

本制度への提案書類の提出は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して行っていただきます。

- ✓ e-Rad から提案書類の提出を行うには、ID、パスワードが必要となります。研究者及び所属研究機関の登録から、ID、パスワード取得までには時間を要しますので、本制度に応募される方は、早めに(公募締め切りの少なくとも2週間以上前を推奨)登録手続きを行ってください。
- ✓ 公募期間の締切の間際は、e-Rad が混雑する上、提案書の作成環境によってアップロードできない事態が頻繁にありますので、応募手続きは極力締切り前日までに済ませてください。
- ✓ 一旦ご提出いただいた提案書の差し替えはできません。

※公募締め切り後の応募は、一切受け付けませんので、余裕をもって応募してください。

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development(科学技術のための研究)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

(2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

応募を希望する研究代表者および主たる共同研究者の所属研究機関は、本システムへの事前登録が必要になります(過去既にご登録されている場合は再登録の必要はありません)。

下記の府省共通研究開発管理システム(e-Rad)のポータルサイト「以下、ポータルサイト」という。)にアクセスし、「所属研究機関向けページ」をご参照の上、所属研究機関(研究代表者所属機関)の登録、及び研究者(研究代表者)の登録を行い、ID、パスワードの発行を必ず受けてください。

ポータルサイト: <http://www.e-rad.go.jp/>

- (3) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先
 操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)のポータルサイトをよく確認のうえ、お問い合わせください。なお本制度に関する問い合わせはJSTの担当部署にて受け付けます。

ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

【お問い合わせ先】

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク	0120-066-877 午前 9:30～午後 5:30 (土曜日、日曜日、祝祭日を除く)
本制度に関する問い合わせ及び提案書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	(独)科学技術振興機構(JST) 産学基礎基盤推進部 産学共創担当	お問い合わせは電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)。 E-mail: kyousou@jst.go.jp TEL: 03-5214-8475 (受付時間: 10:00～12:00 /13:00～17:00、土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

- (4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の使用にあたっての留意事項

① 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

② システムの利用可能時間帯

(月～金)午前6:00～翌午前2:00まで

(土、日)午前12:00(正午)～翌午前2:00まで

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予告されます。

③ 所属研究機関の登録

研究代表者および主たる共同研究者が所属する機関は、応募時までに登録されていることが必要となります。

機関で1名、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された機関を所属研究機関と称します。

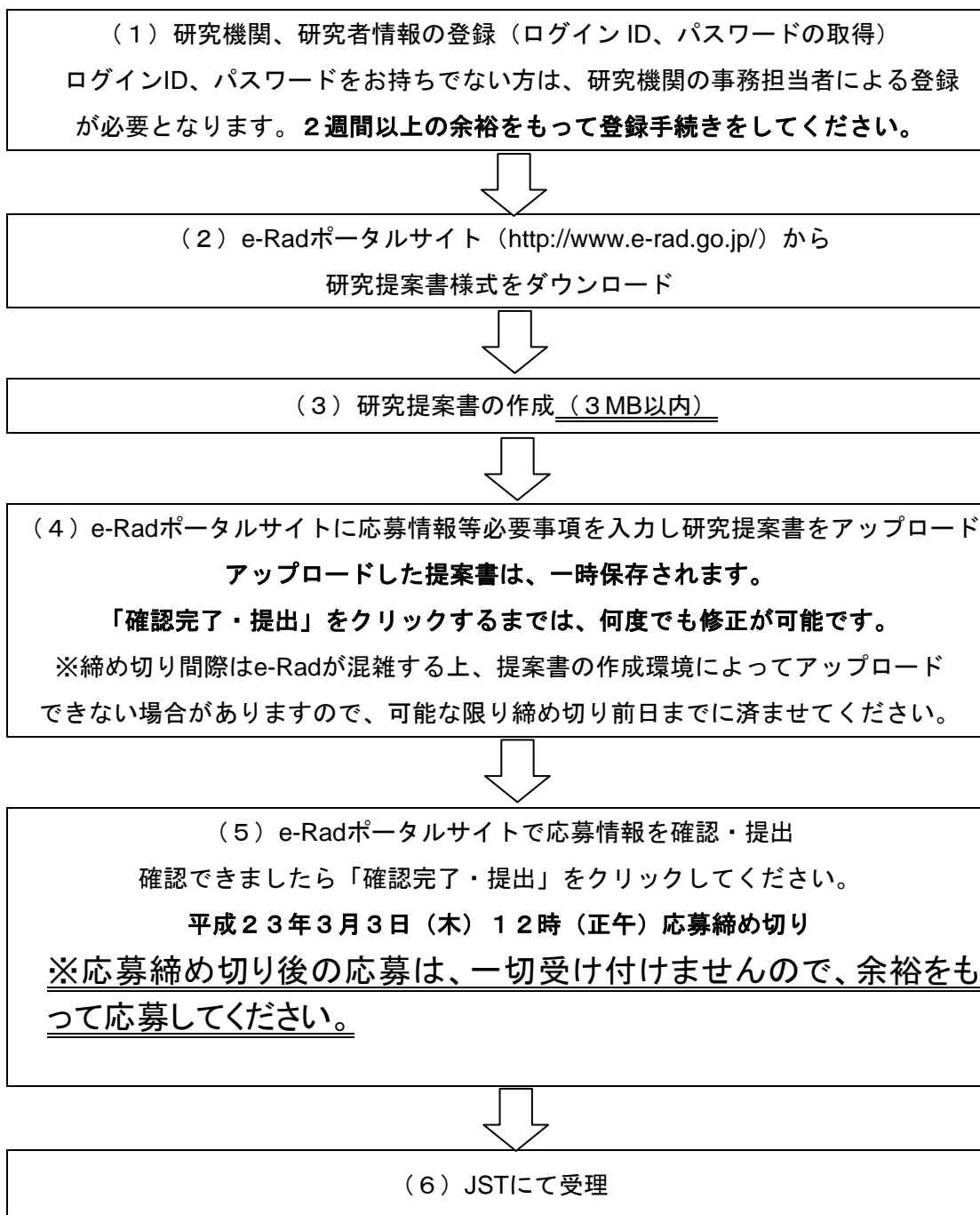
④ 研究者情報の登録

本制度に応募する際の実施担当者(研究代表者および主たる共同研究者)を研究者と称します。所属研究機関は研究代表者および共同研究者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

⑤ 個人情報の取り扱い

提案書類に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を經由し「内閣府の政府研究データベース」へ提供します。

(5) システムを利用した応募の流れ



(6) 具体的な操作方法と注意事項

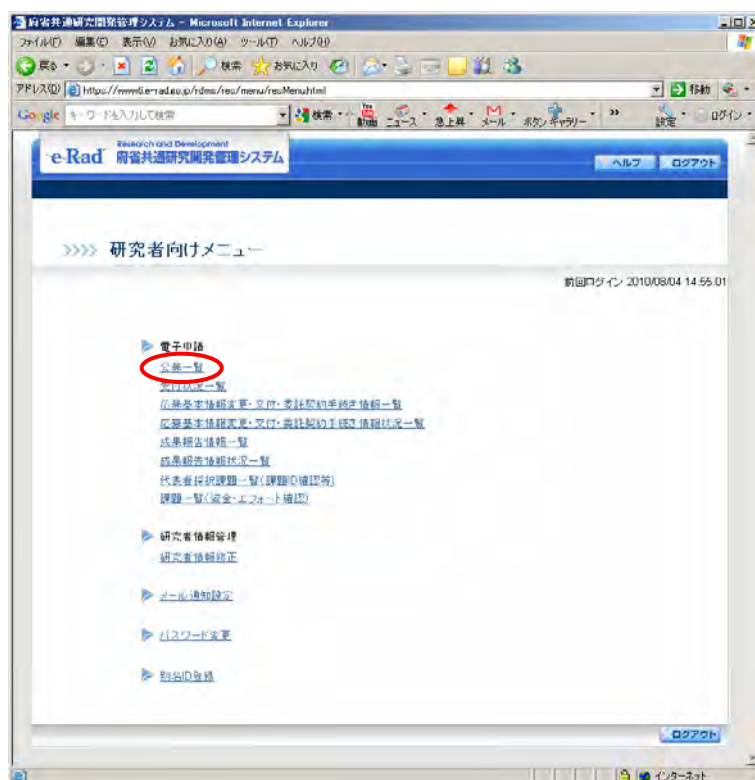
① 研究機関、研究者情報の登録(ログイン ID、パスワードの取得)

- ・ 研究代表者、主たる共同研究者は、e-Rad に研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを取得しておく必要があります。登録手続きは本章(4)の③所属研究機関の登録、④研究者情報の登録をご参照ください。

(7) 制度への応募は所属研究機関の承認を必要とせず、研究提案者ご自身から直接応募していただきます。なお、採択された際には、研究実施全般や知財等の扱い等を定めた委託研究契約を所属研究機関と締結し、予算執行や経理等を委託しますので、必要に応じて、所属研究機関等への事前説明、事前承諾を得るようお願いいたします。

② e-Rad ポータルサイトから研究提案書様式をダウンロード

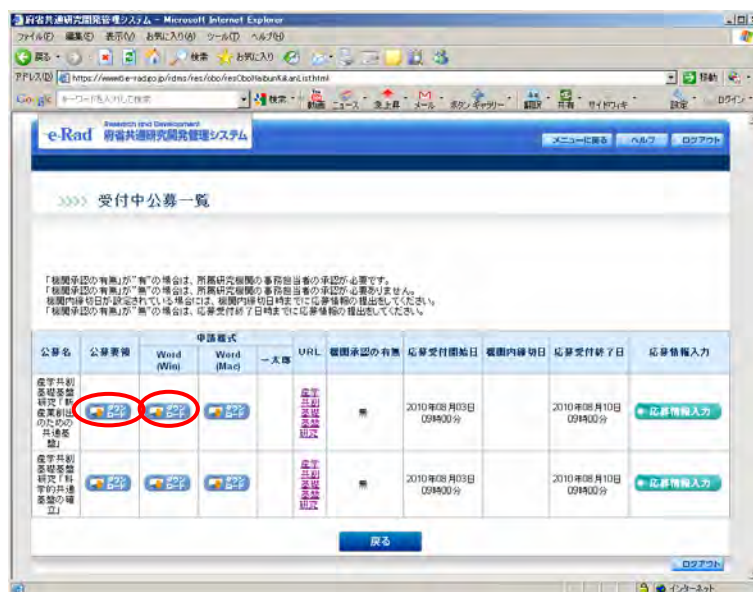
- ・ e-Rad 研究者向けページから e-Rad へログインすると、次の「研究者向けメニュー」画面が開きます。



- ・ 「公募一覧」をクリックすると、次の「配分機関情報一覧」画面が開きます。



- 独立行政法人科学技術振興機構の「応募情報入力」をクリックしてください。



- JSTで行っている公募のうち、受付中のものが表示されます。こちらから研究提案書様式をダウンロードできます。

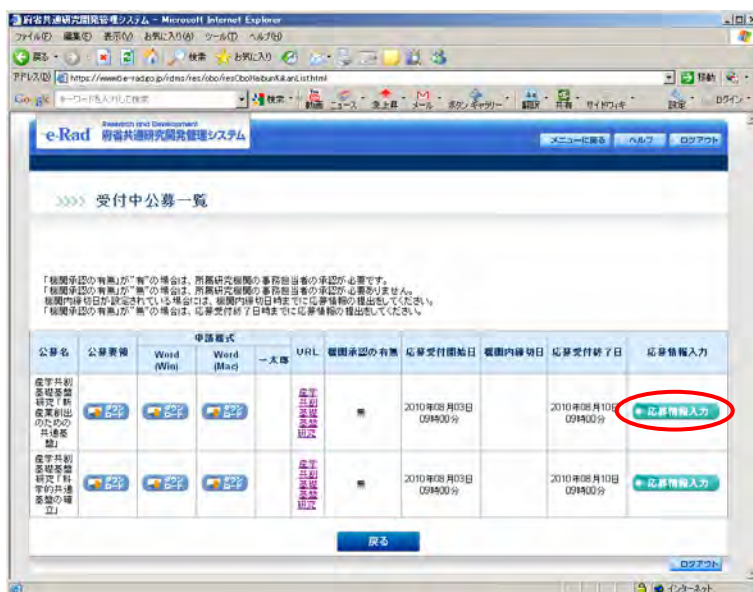
③ 研究提案書の作成

- 提案書の作成に際しては、公募要領をよくご確認ください。
- 提案書(アップロードファイル)は「Word」「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。なお、以下のバージョンで作成されたものでないと e-Rad へのアッ

プロードがうまく出来ない場合がありますのでご注意ください。(Word 2000 以降、
一太郎 Ver.12 以降、Adobe Acrobat Reader (Adobe Reader) 5.0 以降)

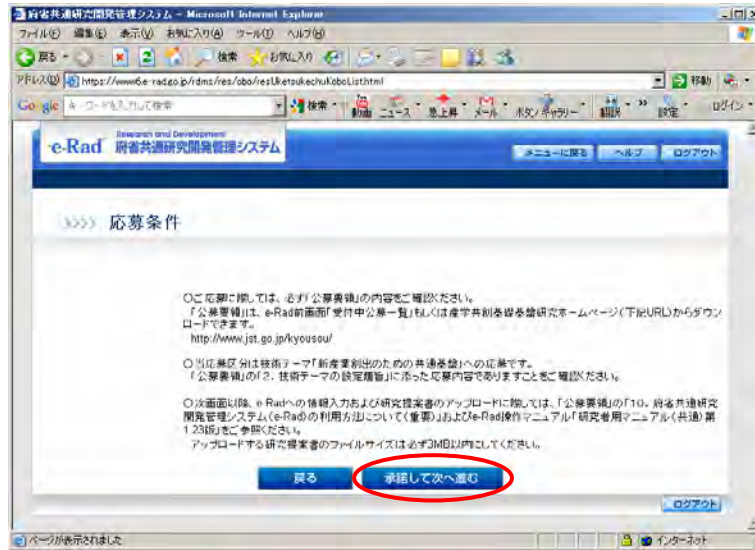
- ・ 提案書にはパスワードを設定しないでください。また、「Word」ファイルでは変更履歴を削除してください。
- ・ e-Rad へアップロードできるファイルの最大容量は3MBです。
- ・ 提案書は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換されます。提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「JPEG」「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。
- ・ 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステム上で必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、「研究者用マニュアル(共通)第 1.24」(<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>)の「1.7 (B) 情報の入力方法」をご参照ください。

④ e-Rad ポータルサイトに応募情報を入力し、研究提案書をアップロード



「受付中公募一覧」画面

- ・ 応募したい技術テーマの「応募情報入力」をクリックしてください。



「応募条件」画面

- 画面に表示された注意事項をよくお読みの上、「承諾して次へ進む」をクリックしてください。



「応募情報登録【研究者情報の確認】」画面

- 登録されている研究者情報を確認し、「次へ進む」をクリックしてください。
- (e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合、提案の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。)

Research Unit Development
e-Rad 府省共通研究開発管理システム

>>> 応募情報登録【研究共通情報の入力】

研究者情報の確認>> 研究共通情報の入力>> 研究個別情報の入力>> 応募特予賞額の入力>> 研究組織情報の入力>> 応募・受入状況の入力>> 応募情報ファイルの指定>> 入力情報の確認

項目を入力して次へ進むをクリックしてください。

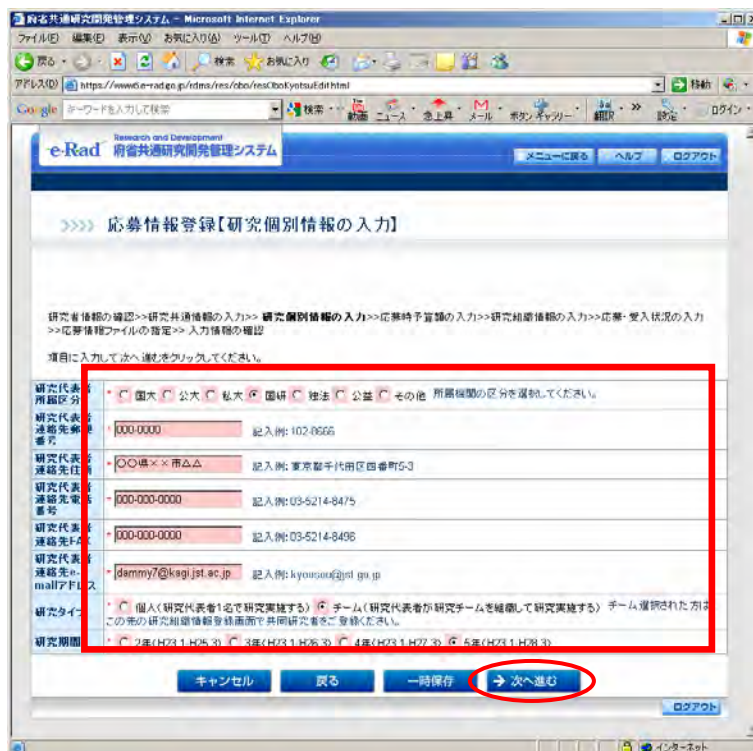
*のついた項目は必須項目です。

年度	2010年度
配分コード	独立行政法人科学技術振興機構
研究種別	産学共同基礎研究
事業名	産学共同基礎研究
新規継続区分	
課題ID	(新規継続区分が選択の場合は必須項目です。)
研究開発課題名	科学的共通基礎の確立に関する研究 ※100文字以内で入力してください
研究種別	基礎研究
研究期間	(開始) 2010 年度 ~ (終了予定) 2015 年度
主分野	(コード) 0799 一覧
副分野1	(コード) 0599 一覧
副分野2	(コード) 0399 一覧
副分野3	(コード) 0699 一覧
研究キーワード1	(コード) 053 一覧 ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究キーワード2	(コード) 089 一覧 ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究キーワード3	(コード) 112 一覧 ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究キーワード4	(コード) 133 一覧 ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究キーワード5	(コード) 147 一覧 ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究目的	本課題は、日本が先導的・研究してきた○○を世界に展開して実用化するため、日本独自の△△技術に基づく新規プロセスを開発し、材料、プロセス、デバイスの基礎を構築することを目的とする。本研究により、△△技術を含む生産技術の革新を実現し、○○産業の創出・育成する。 ※1000文字以内(改行、スペース含む)、合計行数は50行以内になるよう入力してください。
研究概要	○○において、新規△△材料の開発、○○構造を含む××デバイス構造の創出で取り組み、●●効率○○達成を目指す。また、●△モジュールの実用化のためのプロセス開発も同時に行い、△△技術確立する。 ※1000文字以内(改行、スペース含む)、合計行数は50行以内になるよう入力してください。

キャンセル 戻る 一時保存 次へ進む

「応募情報登録【研究共通情報の入力】」画面

- ・ 新規継続区分は「新規」を選択し、「研究開発課題名」、「研究期間」、「主分野(コード)」、「副分野(コード)」、「研究キーワード(コード 又は キーワード語)」、「研究目的」、「研究概要」を入力してください。
- ・ (「課題 ID」は入力不要です。)
- ・ 入力内容を確認の上、「次へ進む」をクリックしてください。



「応募情報登録【研究個別情報の入力】」画面

- ・ 研究代表者の所属研究機関の区分を選択してください。
- ・ 連絡先「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX」、「e-mail アドレス」を入力し、研究期間を選択してください。
- ・ 入力内容を確認の上、「次へ進む」をクリックしてください。



「応募情報登録【応募時予算額の入力】」画面

- ・ 研究チーム全体の研究費計画を、費目ごと、年度ごとに入力してください。

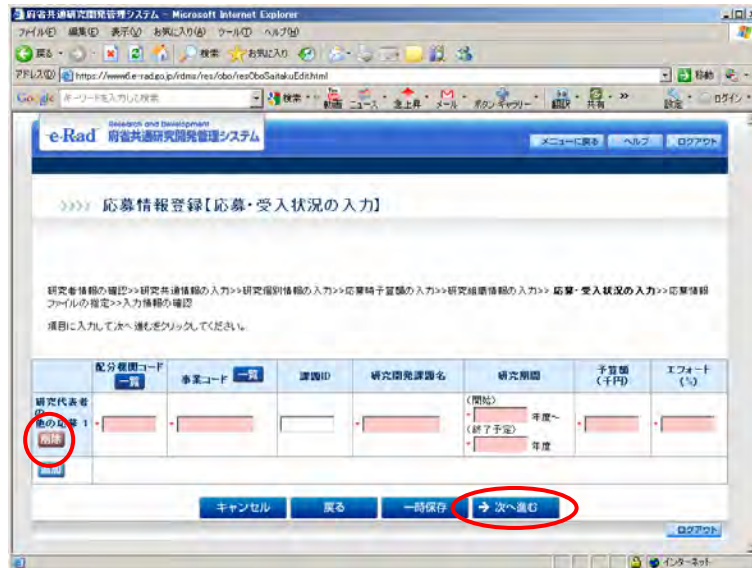
各費目の説明は4章の「研究費」をご覧ください。間接経費の上限は直接経費の30%とし、総額のみ入力してください。

- ・平成22年度は0を入れてください。
- ・研究期間に該当しない部分には0を入れてください。
- ・入力内容を確認の上、「次へ進む」をクリックしてください。

研究者番号	氏名	所属研究期間	1.専門分野 2.学位	直接経費(直接費) 間接経費(一般管理費)	エフ ォート
00000165	(姓)オナ (名)オナ (姓)科 (名)七	(所属研究期間コード) 00000101 (部局名)その他 (職名)教員	1.エネルギー工学 2. (学出) 博士 3. 研究開発: R/D/ハイブ研究	7000 2100	
00000164	(姓)オ (名)オ (姓)科 (名)次	(所属研究期間コード) 00000102 (部局名)その他 (職名)教員	1. 環境工学 2. 博士 3. 「その他の」欄のみ入力してください 4. R/D/ハイブ研究	3000 900	

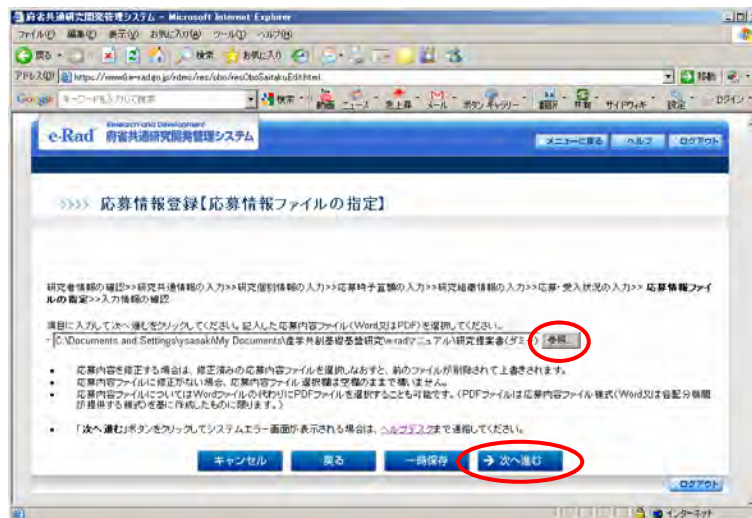
「応募情報登録【研究組織情報の入力】」画面

- ・研究代表者の「専門分野」、「役割分担」、「直接経費」、「間接経費」、「エフオート」を入力してください。「直接経費」、「間接経費」は初年度の申請額を入力してください。
- ・チーム型研究で応募される方(「応募情報登録【研究個別情報の入力】」の「研究タイプ」で「チーム」を選択された方)は、「追加」ボタンをクリックして入力欄を必要数追加し、主たる共同研究者の「研究者番号」、「氏名」、「所属研究期間コード」、「部局名」、「職名」を入力し、研究代表者と同様にエフオート等を入力してください。
- ・入力内容を確認の上、「次へ進む」をクリックしてください。



「応募情報登録【応募・受入状況の入力】」画面

- ・ 本画面は入力不要です。
- ・ 「研究代表者の他の応募1」の入力欄が表示されている場合は、「削除」をクリックしてから、「次へ進む」をクリックしてください。



「応募情報登録【応募情報ファイルの指定】」画面

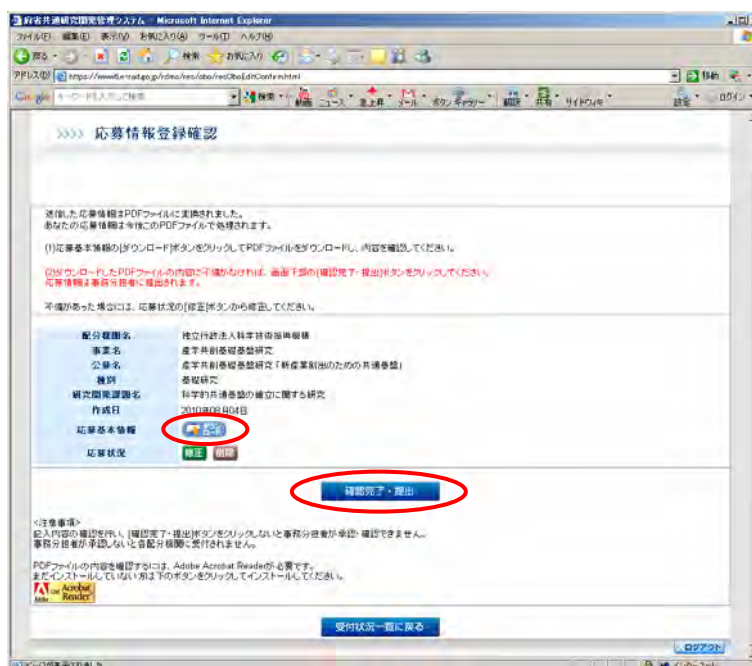
- ・ 「参照」をクリックして作成した研究提案書ファイルを選択し、「次へ進む」をクリックしてください。



「応募情報登録【入力情報の確認】」画面

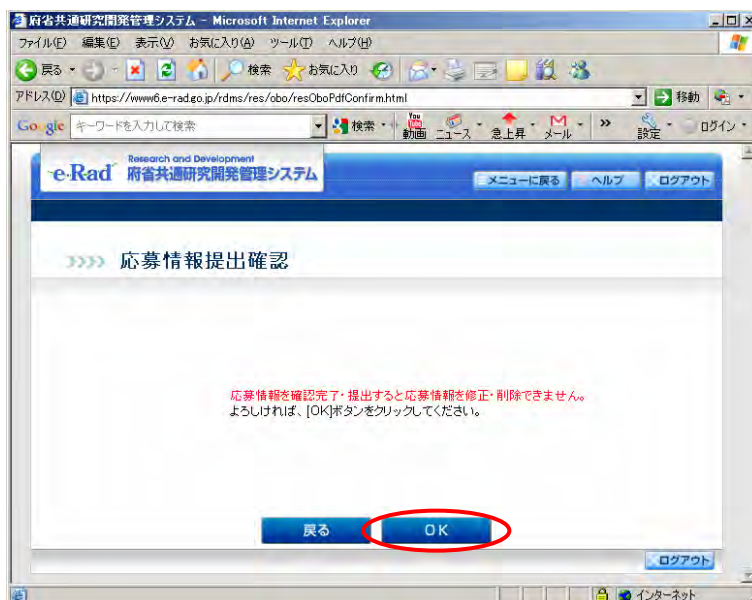
- 入力した情報が正しく表示されていることを確認して「OK」をクリックしてください。
- 「処理中・・・」画面が表示され、これまでに入力した応募情報と研究提案書ファイルが結合され、自動的に PDF ファイルに変換されます。

⑤ e-Rad ポータルサイトで応募情報の状況を確認・提出



「応募情報登録確認」画面

- ・ 「ダウンロード」をクリックして、応募情報と研究提案書ファイルが結合された PDF ファイルをダウンロードしてください。パスワードは「ログイン情報通知書」の PDF パスワード(ログイン ID と同じ)を入力してください。
- ・ 図が正しく表示されているか、文字化けがないか等を確認し、不備がなければ「確認完了・提出」ボタンをクリックしてください。



「応募情報提出確認」画面

- ・ 「OK」ボタンをクリックすると、研究提案書は JST へ提出され、研究提案書内容を修正することはできなくなりますのでお気をつけください。



「受付状況一覧」画面

- ・ 「研究者向けメニュー」から「受付状況一覧」を開くと、応募情報の状況を確認できます。「配分機関受付中」となっていれば、JST へ研究提案書が提出されたこととなります。

⑥ JST にて受理



「受付状況一覧」画面

- ・ 研究提案書が JST にて受理されると、応募情報の状況が「配分機関受付中」から「配分機関処理中」に変更されます。

※ JST から文書またはメールでの受理通知は行いません。e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合には、「応募情報登録【研究者情報の確認】」画面に表示されるメールアドレス宛に、提案の受付状況が変更された時に、自動メール送信されます。

※ 提出締切日までに「受付状況一覧」画面の受付状況が「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」となっていない提案は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。

11. 提案書類の作成・提出について

提案書類の提出(e-Radによる電子申請)は、必ず研究代表者が行ってください。

提出された提案書類は、この制度の目的達成にふさわしい課題を採択するための審査に使用するもので、記載された内容等については「8. 応募にあたっての留意点(12)応募情報及び個人情報の取り扱い」に準じます。

提案書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(1) 提案書類の提出期限

電子申請(e-Rad)による提出期限:平成23年3月3日(木)12時(正午)

※応募締め切り後の応募は、一切受け付けませんので、余裕をもって応募してください。

(2) 応募に必要な書類

- ✓ 本制度では、応募は全て e-Rad を通じて行っていただきます。
- ✓ e-Rad に必要事項を入力し、さらに e-Rad からダウンロードした提案書(様式1～様式8)に必要事項を記入のうえ、e-Rad より提出してください。
※e-Rad による電子申請については、「10. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の利用方法について」をご確認ください。

(3) 作成・提出にあたっての注意事項

- ✓ 研究代表者が応募してください。
- ✓ 課題提案書作成にあたっては、様式を参考に簡潔かつ要領良く作成してください。また、パソコンで作成してください(フォントサイズ:10.5ポイント)。
- ✓ 応募の際は所属研究機関の承認を必要としておりませんが、採択された際には、研究実施全般や知財等の扱い等を定めた委託研究契約を所属研究機関と締結し、予算執行や経理等を委託しますので、必要に応じて、所属研究機関等への事前説明、事前承諾を得るようお願いいたします。
- ✓ 郵送、持参、FAX及び電子メール等による提出は受けられません。必ず府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて期限内に提出してください。

- ✓ 提出期限を過ぎた提案は一切受け付けません。
- ✓ 提出いただいた書類の返却、差し替え等には応じかねますので、 予めご了承ください。なお、秘密保持については十分に配慮いたします。

(様式1)

12. 研究提案書(様式)

「産学共創基礎基盤研究」研究提案書

※本様式 1～8を作成し、e-Rad からアップロードのうえ応募してください。
※提案課題名、提案課題の概要、研究代表者・共同研究者情報、費目別研究費計画等については、e-Rad からの入力をお願いします。
※提案書記入に関する注意書きや、例示は削除いただいて結構です。

研究構想

- ・ 評価者が理解しやすいよう、下記項目に従い記述してください。
- ・ 必要に応じて図表を用いてください。
- ・ 様式1はA4用紙 6枚以内にまとめてください
- ・ e-Rad へアップロードできる提案書ファイルの最大容量は3MBです。ご注意ください。
- ・ 修正履歴はつけないでください。

1. 研究の目標

研究期間終了時に達成しようとする、研究成果の目標を具体的に記述してください。

2. 技術テーマとの関連性

本研究構想のどの部分が、どのように技術テーマの解決へ貢献するか、具体的に記述してください。

※記入に関する注意書きや例示は、提出時に削除いただいて結構です

(様式1)

3. 研究計画とその進め方

具体的な研究内容・研究計画を記載してください。

- ・「2. 研究の目標」をどのように達成しようとするのか、構想・計画のマイルストーン(研究期間途中での研究達成度の判断基準と時期)を示しつつ、タイムスケジュールの大枠を示してください。
- ・「2. 研究の目標」の達成を目指すにあたり、予想される問題点、解決策も含みます。
- ・この研究構想において想定される知的財産権等(出願やライセンス、管理含む)について、「現在の関連知的財産権取得状況」、「研究を進める上での考え方」を記述してください。

4. 研究実施の基盤および準備状況

本研究構想を実施する基盤となる

- ・研究提案者自身(および必要に応じて研究参加者)のこれまでの研究経緯と成果
 - ・その他の予備的な知見やデータ等(存在する場合)
- について具体的に記述してください

5. 国内外の類似研究との比較、および研究の独創性・新規性

関連分野の国内外の研究の現状と動向を踏まえて、この研究構想の世界の中での位置づけ、独創性、新規性や優位性を示してください。

(様式2)

1. 研究体制(参加者リスト)

(1) 研究代表者グループの研究実施体制

- ・ 研究代表者が所属する研究機関における研究参加者を記入してください。
- ・ 研究代表者と同じ所属機関の研究参加者が、研究代表者の研究実施項目および概要とは明確に異なる内容で参加する場合は、共同研究グループの研究実施体制に記入していただいても結構です。

(記入例)

研究代表者グループ

研究機関名	〇〇大学大学院 〇〇研究科 〇〇専攻 (研究実施場所 〇〇大学)		
当該研究機関からの研究参加者	氏名	役職	エフォート (研究代表者のみ)
(研究代表者→)	〇〇 〇〇	教授	〇〇%
	〇〇 〇〇	准教授	—
	〇〇 〇〇	助教	—

- ・ エフォートには、研究者の年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)を記入してください。【総合科学技術会議における定義による】
- ・ 研究チームの構成メンバーについては、その果たす役割等について十分ご検討ください。
- ・ 研究参加者のうち、提案時に氏名が確定していない研究員等の場合は、「研究員 ○名」といった記述でも結構です。

○ 特記事項

- ・ 特別の任務等(研究科長等の管理職、学会長等)に仕事時間(エフォート)を要する場合には、その事情・理由を記入してください。

○ 研究実施項目および概要

- ・ 研究実施項目
- ・ 研究概要

〔 研究代表者グループが担当する研究の概要を簡潔に記載してください。 〕

- ・ 研究構想における位置づけ

〔 自らの研究構想を実現するために研究代表者グループが果たす役割等を記載してください。 〕

※記入に関する注意書きや例示は、提出時に削除いただいて結構です

(様式2)

(2) 共同研究グループの研究実施体制

- ・ チーム研究の場合のみ記入してください。
- ・ 研究代表者の所属機関以外の研究機関(共同研究機関)の研究者が加わる場合、その研究参加者を共同研究機関ごとに記入してください。
- ・ 共同研究グループの数に上限はありませんが、研究代表者の研究構想の遂行に最適で必要十分なチームを編成してください。研究代表者が担う役割が中心的でない、共同研究グループの役割・位置づけが不明であるチーム編成は研究体制としては不適切です。

(記入例)

共同研究グループ(1)

共同研究機関名	◇◇研究所 ◇◇研究室(所属研究機関コード ¹⁾)		
当該研究機関からの研究参加者	氏名	役職	エフォート (主たる共同研究者のみ)
(主たる共同研究者→)	◇◇ ◇◇ (研究者番号 ²⁾)	主任研究員	◇◇%
	◇◇ ◇◇	研究員	—
	... ³⁾		

- 1) 主たる共同研究者とは、研究グループを代表する方です。
 - 2) 主たる共同研究者は、所属先の e-Rad 所属研究機関コードを記載してください。
 - 3) 主たる共同研究者は、科学研究費補助金研究者番号がある方はその番号、ない方は e-Rad へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載してください。
 - 4) 研究参加者の行は、必要に応じて追加してください。
- (注) 海外の研究機関を含む研究チーム構成を希望される場合には、研究提案書(様式7)に、海外の研究機関に所属する共同研究者が必要であることの理由を記載してください。(4. 研究チームの編成)をご確認ください。

○ 研究実施項目および概要

- ・ 研究実施項目
- ・ 研究概要

〔 本共同研究グループが担当する研究の概要を簡潔に記載してください。 〕

- ・ 研究構想における位置づけ・必要性

〔 研究代表者の研究構想を実現するために本共同研究グループが必要不可欠であることの理由、位置づけ等を記載してください。 〕

※記入に関する注意書きや例示は、提出時に削除いただいて結構です

(様式2)

(記入例)

共同研究グループ(2)

共同研究機関名	◇◇大学 大学院 ◇◇研究科 ◇◇専攻		
当該研究機関からの研究参加者	氏名	役職	エフォート (主たる共同研究者のみ)
(主たる共同研究者→)	□□ □□ (研究者番号 ²⁾)	主任研究員	□□%
	□□ □□	研究員	—
	... ³⁾		

1) 主たる共同研究者とは、研究グループを代表する方です。

2) 主たる共同研究者は、所属先の e-Rad 所属研究機関コードを記載してください。

3) 主たる共同研究者は、科学研究費補助金研究者番号がある方はその番号、ない方は e-Rad へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載してください。

4) 研究参加者の行は、必要に応じて追加してください。

(注) 海外の研究機関を含む研究チーム構成を希望される場合には、研究提案書(様式7)に、海外の研究機関に所属する共同研究者が必要であることの理由を記載してください。(4. 研究チームの編成)をご確認ください。

○ **研究実施項目および概要**

- ・ **研究実施項目**
- ・ **研究概要**

〔 本共同研究グループが担当する研究の概要を簡潔に記載してください。 〕

- ・ **研究構想における位置づけ・必要性**

〔 研究代表者の研究構想を実現するために本共同研究グループが必要不可欠であることの理由、位置づけ等を記載してください。 〕

※記入に関する注意書きや例示は、提出時に削除いただいて結構です

(様式2)

2. 研究費計画

- ・「全体の研究費計画」と「研究グループ別の研究費計画」を年度ごとに記入してください。
- ・ **全体の研究費計画はe-Radから入力し、研究グループ別の研究費計画はこの様式に記入してください。**
- ・ 合計額が e-Rad に入力した額と齟齬の無いように記入してください。
- ・ 採択された後の研究費は、本制度全体の予算状況、プログラムオフィサー(PO)によるマネージメント、課題評価の状況等に応じ、研究期間の途中に見直されることがあります。
- ・ 研究代表者の研究構想を実現する上で適切な研究費計画であることや、予算配分の適切性も重要な選考の観点となります。
- ・ 共同研究グループを編成する場合、共同研究グループの必要性や共同研究グループへの予算配分の適切性、コストパフォーマンス等も重要な選考の観点となります。

(1) 研究提案全体の研究費計画については、e-Rad から費目別に研究費計画(千円単位)を入力してください。なお、研究期間に該当しない部分には0を入力してください。

(2) 研究グループ別の研究費計画(※チーム研究の場合のみ記入してください)

※各研究課題の研究期間は2年としますが、研究終了前に実施される評価の結果、望ましいと判断した課題については、最長5年程度まで認める場合がありますので、2年以上の研究期間が妥当な研究の場合には最長5年程度までの研究提案を作成して頂いて結構です。

※研究終了時期は研究最終年の年度末とすることができます。例えば、5年間の研究提案で採択され、当初2年間の研究の展開状況により、研究への再参加が望ましいと判断された場合、研究終了は最長で平成27年度末日(平成28年3月末日)となります。

※金額は、研究費と間接経費を含む総額で、千円単位で、e-Radに入力した金額と食い違いの無いように作成してください。

(記入例) ※研究期間2～5年の研究費計画を記入してください

	初年度 (H23.5～ H24.3)	第2年度 (H24.4～ H25.3)	第3年度 (H25.4～ H26.3)	第4年度 (H26.4～ H27.3)	最終年度 (H27.4～ H28.3)	合計 (千円)
研究代表者 グループ	4,000	15,000	16,000	15,000	15,000	65,000
共同研究 グループ(1)	1,000	5,000	6,000	5,000	5,000	22,000
共同研究 グループ(2)	1,000	4,000	6,000	6,000	4,000	21,000
合計(千円)	6,000	24,000	28,000	26,000	24,000	108,000

(3) 購入予定の主要設備を記入してください。

- ・ 1件 5,000 千円以上、機器名、概算価格を記入してください。

(記入例) ○○○○○○ 15,000 千円

※記入に関する注意書きや例示は、提出時に削除いただいて結構です

(様式3)

○ **研究実施予定表**

研究実施予定表(全体概要版 ※研究期間2～5年の研究予定を記述してください)

※各研究課題の研究期間は2年としますが、研究終了前に実施される評価の結果、望ましいと判断した課題については、最長5年程度まで認める場合がありますので、2年以上の研究期間が妥当な研究の場合には最長5年程度までの研究提案を作成して頂いて結構です。

	初年度 (2011年度)	第2年度 (2012年度)	第3年度 (2013年度)	第4年度 (2014年度)	最終年度 (2015年度)	研究実施 グループ名
研究実施項目						
△△△△△△						
■ ■ ■ ■ ■ ■	←→					
○ ○ ○ ○ ○ ○	←→	←→				
× × × × × ×		←				
:						

研究項目名を簡略化してご記入ください。

各研究課題の研究期間は2年としますが、研究終了前に実施される評価の結果、望ましいと判断した課題については、最長5年程度まで認める場合がありますので、2年以上の研究期間が妥当な研究の場合には最長5年程度まで作成してください。)

※記入に関する注意書きや例示は、提出時に削除いただいて結構です

(様式4)

論文・著書リスト(研究代表者)

○ 主要文献

著者(著者は全て記入してください。)
・発表論文名・掲載誌・巻号・ページ・発表年

近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、A4 用紙1枚程度で現在から順に発表年次を過去に遡って記入してください。提案者本人が筆頭著者のものについては頭に*印を付けてください。

記載項目は上記の通りです。項目順・書式は自由です。

○ 参考文献

著者(著者は全て記入してください。)
・発表論文名・掲載誌・巻号・ページ・発表年

上記以外にも研究提案を理解する上で必要な関連文献がありましたら挙げてください。(提案者本人が筆頭著者のものがあれば頭に*印を付けてください。)

記載項目は上記の通りです。項目順・書式は自由です。

※記入に関する注意書きや例示は、提出時に削除いただいて結構です

(様式4)

論文・著書リスト(主たる共同研究者)

※チーム研究の場合のみ

著者(著者は全て記入してください。)・発表論文名・掲載誌・巻号・ページ・発表年

主たる共同研究者が、近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、主たる共同研究者ごとに A4 用紙1枚程度で、現在から順に発表年次を過去に遡って記入してください。

記載項目は上記の通りです。項目順・書式は自由です。

※記入に関する注意書きや例示は、提出時に削除いただいて結構です

(様式5)

特許リスト(研究代表者・主たる共同研究者)

○ 主要特許

出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日

〔 近年に出願した特許のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、A4 用紙1枚程度で記入してください。(書式自由) 〕

・ 研究代表者

・ 主たる共同研究者 ※チーム研究の場合のみ

※記入に関する注意書きや例示は、提出時に削除いただいて結構です

(様式6)

他制度での助成等の有無

研究代表者及び主たる共同研究者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入してください。記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

<ご注意>

- ・「不合理な重複及び過度の集中の排除」に関しては、「V.応募に際しての注意事項」をご参照ください。
- ・現在申請中・申請予定の研究助成等について、この研究提案の選考中にその採否等が判明する等、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、巻末のお問い合わせ先まで電子メールで連絡してください。

(記入例)

研究代表者(研究提案者):氏名 ○○ ○○

制度名 ¹⁾	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 ²⁾ (代表/ 分担)	(1)本人受給研究費 ³⁾ (期間全体) (2)〃 (H24年度 予定) (3)〃 (H23年度 予定) (4)〃 (H22年度 実績)	エフ ォ ー ト (%) ⁴⁾
科学研究費補助金 基盤研究(S)	○○○○○○○○ ○○	H21.4 — H25.3	代表	(1)100,000 千円 (2)25,000 千円 (3)25,000 千円 (4) 5,000 千円	20
科学技術振興調整費	○○○○○○○○ ○○ (○○ ○○)	H20.4 — H23.3	分担	(1)32,000 千円 (2)— (3)8,000 千円 (4)8,000 千円	10
(申請中)○○財団○ ○研究助成	○○○○○○○○ ○○	H23.4 — H24.3	代表	(1)15,000 千円 (2) 10,000 千円 (3) 5,000 千円 (4)—	5
... ⁵⁾					

- 1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、本人受給研究費(期間全体)が多い順に記載して下さい。その後、申請中・申請予定の助成等を記載して下さい(「制度名」の欄に「(申請中)」等と明記して下さい)。
- 2) 「役割」は、代表又は分担等を記載して下さい。
- 3) 「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額(直接経費)を記載して下さい。
- 4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)を記載して下さい【総合科学技術会議における定義による】。本制度に採択されると想定した場合のエフォートを記載して下さい。
- 5) 必要に応じて行を増減して下さい。

(次ページへ続く)

※記入に関する注意書きや例示は、提出時に削除いただいて結構です

(様式6)

(前ページより続く)

(記入例)

主たる共同研究者: 氏名 ◇◇ ◇◇ ※チーム研究の場合のみ

制度名 ¹⁾	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 ²⁾ (代表/ 分担)	(1)本人受給研究費 ³⁾ (期間全体) (2) " (H24年度 予定) (3) " (H23年度 予定) (4) " (H22年度 実績)	エフオ ート (%) ⁴⁾
厚生労働省科研費	◇◇◇◇◇◇◇◇ ◇◇◇	H21.4 — H25.3	代表	(1)45,000 千円 (2)10,000 千円 (3) 5,000 千円 (4) 5,000 千円	20
... ⁵⁾					

(記入例)

主たる共同研究者: 氏名 □□ □□

制度名 ¹⁾	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 ²⁾ (代表/ 分担)	(1)本人受給研究費 ³⁾ (期間全体) (2) " (H24年度 予定) (3) " (H23年度 予定) (4) " (H22年度 実績)	エフオ ート (%) ⁴⁾
科学研究費補助金 特定領域	□□□□□□□□ □□□□ (□□ □□)	H20.4 — H23.3	分担	(1)25,000 千円 (2)— (3)5,000 千円 (4)5,000 千円	15
... ⁵⁾					

1)~4)については前ページのカッコ内をご参照ください。

5) 必要に応じて行を増減してください。

※記入に関する注意書きや例示は、提出時に削除いただいて結構です

(様式7)

その他特記事項

- ・ 産学共創基礎基盤研究事業に応募した理由、研究に際してのご希望、ご事情その他について、自由に記入してください。
- ・ 海外の研究機関を研究チームに加える場合は、海外の研究機関に所属する共同研究者が必要であることの理由をこちらに記載してください。
- ・ 特筆すべき受賞歴等がある場合には、必要に応じてこちらに記載してください。

※記入に関する注意書きや例示は、提出時に削除いただいて結構です

(様式8)

研究代表者 データ

氏名	
生年月日	19〇〇/〇/〇
所属研究機関・ 部署・役職	
最終学歴	〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻博士課程修了 博士取得(〇〇学)(〇〇大学)
専門分野	
研究経歴 (主な職歴と研究 内容を記入してく ださい)	例) 昭和〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室にて〇〇について研究 平成〇〇年～〇〇年 〇〇研究所 研究員 〇〇研究室にて〇〇について研究 平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 教授 〇〇について研究

※ 本ページは A4 版 1 枚で作成してください。

※記入に関する注意書きや例示は、提出時に削除いただいて結構です

提案書類チェックシート(※このシートは提出不要です)

様式	提案書類・必要作業等	チェック欄
	e-Rad への応募データの入力	<input type="checkbox"/>
様式 1	研究構想	<input type="checkbox"/>
様式2	研究体制・研究費計画	<input type="checkbox"/>
様式3	研究実施予定表	<input type="checkbox"/>
様式4	論文・著書リスト	<input type="checkbox"/>
様式5	特許リスト	<input type="checkbox"/>
様式6	他制度での助成等の有無	<input type="checkbox"/>
様式7	その他	<input type="checkbox"/>
様式8	研究代表者データ	<input type="checkbox"/>

※ 提案書類については漏れがないかチェックの上、提出してください。なお、提案書類に不足・不備がある場合は要件不備とみなしますのでご注意ください。

※ 本紙(チェックシート)は、提出の必要はありません。

※ 様式1～8全てを1つのファイル(Word版)にまとめてアップロードしてください。

※ ファイル容量は最大3MBです。

(参考1)

独立行政法人科学技術振興機構 産学イノベーション加速事業
産学共創基礎基盤研究
技術テーマ〇〇〇 における産学共創の場にかかる規約（案）

(定義)

- 第1条 本規約において「産学共創の場」とは、独立行政法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）が行う産学イノベーション加速事業における産学共創基礎基盤研究 技術テーマ〇〇〇（以下、「本テーマ」という。）において、JSTとの委託研究契約に基き、研究（以下「本研究」という。）を行う研究機関、本テーマ提案機関及び関係機関、プログラムオフィサー、アドバイザー（以下これらを「本参加者」という。）が参加し、研究成果の発表や研究への要望を相互に議論し合意を形成する場をいう。
- 2 本規約において「秘密情報」とは、本参加者が他の本参加者に開示する技術上、事業上または運営上の情報のうち、以下のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 紙、電子媒体、サンプル等の交付、郵送、電子メールの送信等、提供の媒体および手段を問わず、秘密である旨を表示して提供されたもの。
 - (2) 口頭、デモンストレーション等、無形にて開示されたもののうち、開示者より開示の際に秘密である旨の表明があり、開示から30日以内にその内容を簡明に表す文書とともに秘密情報である旨が受領者に通知されたもの。
 - (3) 第6条により開示される、出願公開前の特許出願に係る情報（出願の事実及び出願の内容を含む）。
- 3 秘密情報を開示する本参加者（以下「開示者」という）は、秘密情報を受領する本参加者に対し、秘密情報を開示する正当な権限を有することを保証するものとする。
- 4 以下のいずれかに該当することが客観的に立証できる情報は、本規約の「秘密情報」から除外されるものとする。
- (1) 開示されたときに公知であったもの、または開示後公知になったもの（ただし受領者が本規約に違反した結果、公知になったものを除く）。
 - (2) 開示に先立って受領者が知っていたもの。
 - (3) 開示者の秘密情報に依拠せず受領者が独自に開発したもの。
 - (4) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報と同一のもの。
 - (5) 当該秘密情報の開示者から、開示につき事前の書面の承諾を得たもの。
- 5 受領者は、裁判所、行政機関等より法令、判決、決定、命令等に基づき、開示を強制された場合、当該裁判所、行政機関等に対して秘密情報を開示できるものとする。但し、この場合においても、他の本参加者の秘密情報を提供する者は、速やかに提出先および提出内容等を開示者に連絡し、保護命令を得ることを含め、秘密を保持する最大限の努力をするものとする。

(目的)

- 第2条 本規約は、本参加者が相互に研究成果情報、要求性能情報等を共有することにより、本技術テーマの解決を促し、前競争領域・非競争領域における基盤技術の確立に資すること（以下、「本目的」という。）を目的とする。

- 2 研究機関には、本研究における研究計画書に基づき実施される共同研究に参画する全ての機関が含まれる。

(義務)

- 第3条 本参加者は、本規約を遵守するものとする。

(研究成果情報の共有)

- 第4条 本参加者は、本目的を達成するため、本研究から得られた研究成果情報、

(参考1)

秘密情報および、本テーマ解決に必要となる具体的な要求性能等についての情報等を産学共創の場において、本参加者間で共有するように努めるものとする。

2 前項を円滑に実施するために必要な事項を別途定めることができる。

(成果、知的財産の保護と発表)

第5条 本参加者である各研究機関は本研究の過程で発生した知的財産権について、研究ノートや研究成果を記載した報告書を逐次作成することにより優先権(プライオリティ)を保護し、知的財産権の帰属に関する疑義が生じることを未然に防ぐことに努める。

2 「産学共創の場」での発案者は、議事録に明示記載することにより、議論の過程で発生した知的財産権を保護し、その帰属に関する疑義が生じることを未然に防ぐことに努める。

3 「産学共創の場」で知的財産権を含む研究成果を開示するにあたっては、特許権など産業財産権については出願後を原則とする。本参加者である研究機関が、技術ノウハウ、回路配置利用権、著作権など出願を要しない知的財産権を含む研究成果を「産学共創の場」で発表するにあたっては、プログラムオフィサーの承諾を得るものとする。

(出願後の発明の開示)

第6条 各研究機関は、特許出願後、発明の要旨を、「産学共創の場」で報告するものとする。但し、開示の時期についてはプログラムオフィサーと協議のうえ決定するものとする。

(機密保持義務)

第7条 受領者は、開示者から受領した秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳に秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾を得ることなく、本目的以外の目的に使用せず、また第三者に開示または漏洩しないものとする。なお、受領者は、開示者から開示を受けた秘密情報について、当該開示者の事前の書面による承諾なく、別の本参加者に再開示してはならない。また受領者が開示者の当該承諾に基づいて再開示を行う場合、当該秘密情報の開示者の名称および秘密である旨を表示した上で開示しなければならない。

2 受領者は、本目的に関連する必要最低限の者に対してのみ秘密を開示できるが、これらの者に当該秘密情報が秘密を保持すべき対象であることを明示するとともに、本規約で定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させるものとする。

3 受領者は、秘密情報の漏洩を防止するため、秘密情報を自己の情報と明確に区分のうえ厳重に保管・管理する等適切な措置を講ずるものとする。

(機密情報の複製の制限)

第8条 受領者は、本目的を遂行するうえで必要な範囲に限り、秘密情報の複製、複写を行うことができるものとする。

(非保証・免責)

第9条 開示者は、本規約に基づき受領者に開示した秘密情報の正確性、有益性および充分性について一切保証しない。また、開示者は、受領者が本規約に基づき秘密情報を使用したことまたは使用できなくなったことに起因して、損害、損害賠償責任、その他の負担を被った場合でも、何ら責任を負わないものとする。

(発明等の取り扱い)

第10条 本参加者が、「産学共創の場」の議論の過程でなされた他の本参加者の発案を含んで、発明等の知的財産権を創製したときは、当該知的財産権を創製した本参加者は、直ちに発案者及びプログラムオフィサーに通知するものとし、権利の帰属、取り扱い等について発案者及びプログラムオフィサーと別途協議

(参考1)

のうえ決定する。

- 2 本参加者が他の本参加者から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、または意匠の創作等をなしたときは、本参加者は、直ちに当該秘密情報の開示者及びプログラムオフィサーに通知するものとし、権利の帰属、取り扱い等について当該秘密情報の開示者と別途協議のうえ決定する。

(損害賠償)

- 第11条 受領者は、秘密情報の紛失、漏洩その他の異変、事故が発生し、または発生の疑いもしくは発生の恐れがある場合には、直ちに開示者に通知し、その指示のもと、事故の拡大を防止するための緊急措置を講じるとともに、原因調査、被害の確認に努め、再発防止のための対策を講じるものとする。また、受領者は、自己の責めに帰すべき事由により秘密情報を漏洩した場合には、開示者に対する損害賠償責任を負い、当該秘密情報を含む書類、サンプル等の回収等適切な処置を講じるとともに、当該秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

(規約終了後の措置)

- 第12条 受領者は、開示者から要請があった場合、または本規約が終了した場合、直ちに複写、複製を含む秘密情報の全てを当該秘密情報の開示者の指示に従って返却または廃棄するものとする。

(知的財産権の実施許諾等)

- 第13条 本参加者は、本研究により得られた知的財産権に関し、他の本参加者の求めに応じ、実施許諾のための協議を行うものとする。
- 2 本参加者が、本研究により得られた知的財産権について、知的財産権者、或いは共有持分権者となる場合、本目的の趣旨に鑑み、専用実施権の設定および独占的通常実施権の許諾を行わないものとする。
- 3 本参加者が、「産学共創の場」の本参加者以外の第三者と、本研究により得られた知的財産権を共有し又は譲渡しようとするときは、当該第三者が本規約の定めに従うことにつき、事前に当該第三者の書面による同意を得なければならない。

(期間)

- 第14条 本規約の有効期間は、平成〇〇年〇月〇〇日までとする。

(存続条項)

- 第15条 第7条から第9条、第10条第2項（プログラムオフィサーへの通知義務を除く）、第11条および第12条の規定は、当該機密情報が公知となるまで、本規約の終了後も効力を有するものとする。第10条第1項（プログラムオフィサーへの通知義務、プログラムオフィサーとの協議義務を除く）は本規約終了後も有効とし、第13条の規定は当該知的財産権が有効に存続する間、効力を有するものとする。

(運営委員会)

- 第16条 本「産学共創の場」の運営等に係る事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる者により構成される。

- (1) プログラムオフィサー
- (2) アドバイザー
- (3) 産学基礎基盤推進部 産学共創担当 調査役
- (4) その他運営委員会が参加を認めた者

- 3 運営委員会の委員長はプログラムオフィサーとする。

- 4 運営委員会の事務局をJSTに置く。

(協議)

(参考1)

第17条 本規約に定めのない事項および本規約の解釈に疑義が生じた場合には、
運営委員会において協議の上決定するものとする。

(規約の改正等)

第18条 本規約の改正等は運営委員会で協議の上行うものとする。

(雑則)

第19条 本規約に関して必要な事項については、別途定めることができる。

(附則)

本規約は平成23年〇月〇〇日から施行する。

(参考1)

誓 約 書

独立行政法人科学技術振興機構
産学イノベーション加速事業
産学共創基礎基盤研究
技術テーマ〇〇〇における産学共創の場
運営委員会委員長殿

(機関名)

(機関の長・責任者)

印

このたび産学イノベーション加速事業 産学基礎基盤研究 技術テーマ〇〇〇
における産学共創の場に参加するに際して「独立行政法人科学技術振興機構 産
学イノベーション加速事業 産学共創基礎基盤研究 技術テーマ〇〇〇 におけ
る産学共創の場にかかる規約(案)」を遵守し、同規約の目的を達成するために必
要な措置を講じ、また自機関の当該事業に参加する研究者が同規約を遵守するこ
とに責任を負うことを誓います。

13. 産学共創基礎基盤研究Q&A

(制度のしくみ)

Q 本制度は、補助金・助成金制度ですか。

A 補助金・助成金制度ではありません。JST と各機関の間で個別に締結する委託研究契約に基づき、研究を実施していただく制度です。

Q POの位置付け及び役割は何ですか。

A POとは、競争的資金制度として本制度を適正かつ円滑に実施するために、本制度の適切な運営、課題の審査・評価・フォローアップ等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。なお、POは各技術テーマの運営、産学共創の場の運営、課題の審査・評価・フォローアップ等の取りまとめを行います。

(応募について)

Q CREST や さきがけ に採択されていると応募できないのですか。

A CREST に採択されていても応募可能です。ただし、さきがけ に採択されている場合、研究代表者としては応募できません。また、本制度において採択候補となった結果、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者や共同研究者としての研究課題等への参加が複数となった場合には、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を1件選択する等の調整を行うことがあります。(平成21年度以前に採択されている研究課題等の研究期間が、平成22年度内に終了する場合は除きます。)

Q 同一の技術テーマで来年度も公募しますか。

A 技術テーマ毎に、毎年公募の実施を判断します。公募情報は、ホームページ等においてご案内する予定です。

Q 本制度において、複数の応募は可能ですか。

A 研究代表者として複数の応募は不可となりますが、研究代表者として1件の応募の他、共同研究者として複数の提案に参加すること、または共同研究者として複数の提案に参加することは可能としております。但し、それら複数課題が同時に採択されるような場合は、エフォート等を基に調整させていただく場合があります。

Q 応募の際に、所属研究機関の承諾書が必要ですか。

A 必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究機関との間で、研究実施や知財の取り扱い等を定めた委託研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関事務局等への事前説明等を行ってください。

(応募者の要件)

Q 研究期間中に定年退職を迎える場合でも、研究代表者として応募は可能ですか。

A 研究期間中、国内の大学等において、自らが研究実施体制をとれるのであれば可能です。

Q POとどのような利害関係にある場合、選考対象から除外されるのですか。

A 研究代表者がPOと下記の関係にあるとされる場合には、選考対象から除外されます。

① 研究代表者とPOが親族関係にある場合。

② 大学・公的研究機関等において、POと同一の研究室・研究グループ等の最小単位組織に所属している場合等。

※上記に類する可能性がある場合は、JSTへお問い合わせください。

(研究期間)

Q 提案可能な研究期間は何年ですか。2年以上の研究課題の提案も可能ですか。

A 提案可能な研究期間は最長5年間です。※研究期間は2年とします。ただし、研究終了前に実施される評価の結果、望ましいと判断した課題については、最長5年程度まで認める場合がありますので、2年以上の研究期間が妥当な研究の場合には、最長5年程度までの研究提案を作成して頂いて結構です。なお、研究実施は、採択時に認められた年数を上限とします。

(研究費)

Q 研究費はいくらですか。

A 研究費は、間接経費を含め1課題あたり年間最大3千万円程度です。POのマネジメントにより研究費は増減します。

Q 間接経費は、契約を締結するすべての機関に支払われるのですか。

A 間接経費は、直接経費の30%を上限として、委託研究契約を締結するすべての機関に対してお支払いします。

Q 間接経費は、どのような使途に支出できますか。

A 間接経費は、本制度に採択された研究課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当する為の資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成21年3月27日、競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)では、以下のように例

示されています。

○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－ほ場の整備、維持及び運営経費

など

○その他の関連する事業部門に係る経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能です。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な

管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類(※)を、当該委託研究開発契約の終了後5年間適切に保管しておく必要があります。

※証拠書類は他の公的研究資金の間接経費と合算したもので構いません(契約単位ごとの区分経理は必要ありません)。

Q 研究に係る打ち合わせのための旅費は、支出できますか。

A 研究を遂行するために必要な打ち合わせ等に係るものであれば、支出することができます。

Q 学会への参加のための旅費、参加費を支出できますか。

A 研究の内容と直接関連する学会、又は、研究の成果の発表等を行うための学会への参加費及び旅費は、必要最小限の人数分に対して支出できます。ただし、学会の年会費、食事代、懇親会費は支出できません。

Q 人件費は支出できますか。

A 下記の人件費については支出が可能です。

・大学等における研究に従事するポスドク及び研究補助員の従事率に応じた雇用等に要する人件費。

なお、雇用者等の賃金等については、大学等委託先機関の条件に従います。

Q 外部企業等への外注や再委託は可能ですか。

A 研究を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。

研究要素が含まれる再委託は、POが認める場合に限り可能とします。再委託が必要となる場合は、速やかにJSTまでご相談ください。

外注費と再委託費の合計は原則として、各年度の研究費(直接経費)の額の50%以内とします。50%を超える場合は、事前にJSTの承認を得ることが必要です。

Q 支出できない直接経費には、具体的にどのようなものがありますか。

A 研究の遂行に必要な経費であっても、次の経費は直接経費として支出することができません。

- ① 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ② 研究実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究の核心にあたる研究を第三者に再委託する経費(ただし、物性評価等、研究効率向上のための委託は除く)

- ④ 大学等において、研究に従事するポスドク及び研究補助員(時給含む)以外の人件費
(例)大学等に所属する研究代表者、共同研究者、事務員の人件費
- ⑤ 学会等の年会費、食事代、懇親会費
ただし、関連する学会への参加費、旅費は支出することができます。
- ⑥ 合理的な説明のできない経費
(例)研究期間内での消費見通しを越えた極端に大量の消耗品購入のための経費

Q 研究費の繰越はできますか？

A 大学等の非営利機関が複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、繰越しを行うことが可能です。この場合、JSTへの返金を行わず研究機関に研究資金を残したままの繰越しを可能としていること、一定の要件を満たすことで、研究機関の判断に基づく繰越しを可能としていること等、手続きを簡便なものとしています。

(応募方法・e-Rad)

Q 応募の際に、所属研究機関の承諾書が必要ですか。

A 必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究チームに参画するすべての機関との間で委託研究契約を締結することになりますので、本応募に関してそれぞれの機関において事前了解を得ておいてください。

Q 提案書類提出後、記載内容を修正したい場合、どのようにすればよいのですか。

A 提案書提出後の差し替えは、受け付けておりません。間違い・記入漏れがないことを確認のうえご提出ください。

Q 提案書類を直接持参し提出することは可能ですか。また電子メール、FAXによる提出は可能ですか。

A 持参、FAX又は電子メールによる提出は一切受け付けません。提案書類は、必ず府省共通研究開発管理システム(e-Rad)でアップロードすることで提出してください。なお、e-Radでのアップロードがうまくいかなかった場合は速やかにe-Radヘルプデスク(0120-066-877)までお知らせください。また、締め切り間際にはアクセスが集中してうまくいかない事態が頻繁にありますので、余裕をもって(極力前日までに)応募をお願いします。

Q 提案書類の受領書はもらえますか。

A JSTは、提案書類の受領書を発行しません。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)では、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付

中」となっていれば受理されたこととなります。

Q 提案書類の書き方がわからないので、直接聞きに行くことは可能ですか。

A 直接 JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等についてはメール(kyousou@jst.go.jp)にてお願いします。また、お急ぎの場合はお電話(03-5214-8475 受付時間:10:00~12:00/13:00~17:00、土曜日、日曜日、祝祭日を除く)にてお願いします。

(審査)

Q 審査の経過を教えてください。

A 審査については、公平性の観点から非公開で行います。また、審査経過についての問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

Q 不採択となった場合、その理由については JST に問い合わせできますか。

A 審査の結果については、採否にかかわらず全課題の研究代表者に対して通知する予定です。その際、不採択の理由についても簡単に記すこととしています。なお、審査期間中は審査の経過は通知いたしませんし、問い合わせにも応じられません。

Q 面接審査の日程の都合がつかない場合、代理に面接審査を受けさせてもいいですか。あるいは、面接審査の日程を変更してもらうことはできますか。

A 面接には、研究代表者が必ず出席してください。また、面接審査の日程の変更はできません。面接審査の日時については、定まり次第、JST のホームページ(<http://www.jst.go.jp/kyousou/>)でお知らせいたしますので、ご確認ください。

(取得財産の管理)

Q 取得した設備等財産の所有権は、誰に帰属するのですか。

A JST が支出する研究費により、大学等の非営利機関が取得した設備等については大学等に帰属させることが可能です。

(知的財産の帰属等)

Q 新しく特許を取得する場合、JST は権利を持つのですか。

A 研究により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、制度及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等)については、産業技術力強化法第19条の条文(日本版バйдール条項)を適用し、同法第19条に定められた一定の条件(出願・成果の報告等)の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属します。なお、実施権の設定については委託研究契約、産学共創の場にかかる規約において示される条件に則ることとあわせ、技術テーマ提案者など産学共創の場に

参加する業界団体・企業へ、他に先んじて積極的に供与していただくことを JST は期待します。

(研究計画・実施体制の変更)

Q 研究期間中に研究計画を変更したい場合はどうすればよいのですか。

A 研究期間中に研究計画の変更が必要となった場合は、速やかに JST にご相談ください。PO の指示の下、判断いたします。

Q 提案書類に記載した研究実施体制を、面接時あるいは研究期間中に変更することはできますか。

A 提案書類に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じるのではないよう提案時に慎重に検討ください。なお、採択時又は採択後に PO の指示により変更を依頼することはあります。

研究期間中に研究体制の変更が必要となった場合は、速やかに JST にご連絡ください。PO の指示の下、判断いたします。

Q 研究期間中、研究代表者に、人事異動(昇格・所属研究機関の異動等)が発生した場合も研究を継続できますか。

A 研究代表者の異動元、異動先の合意の下、異動先において、当該研究が支障なく継続できる条件で研究の継続は可能です。ただし、異動等が発生する場合、速やかに JST にご連絡ください。

Q 研究期間中、研究代表者や主たる共同研究者が、移籍等の事由により所属研究機関が変更となった場合、研究費で取得した設備等を変更後の所属研究機関に移動することはできますか。

A 研究代表者や主たる共同研究者の異動元、異動先の合意の下、当該研究費で取得した設備等の移動は可能です。

Q 研究を途中で中止することはできますか。

A 天災、その他のやむを得ない事由がある場合以外は、実施機関の都合により途中で研究を中止することはできません。実施機関の都合により中止する場合、支出した研究費の返還を求める場合があります。なお、研究期間中、技術テーマの方向性・運営に変更が生じた場合や、研究の進捗状況、成果等を勘案し、JST が研究計画の変更・中止を判断することがあります。

(アウトリーチ活動:研究成果等の報告及び発表)

Q 研究成果等についてどのような報告書を作成する必要があるのですか。

A 研究代表者には完了報告書を提出していただきます。また研究契約を締結した各機関には契約関連の各報告書を提出していただきます。

Q 成果の発表とは、具体的にどのようなことをする必要があるのでですか。

A 研究により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、研究期間終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前にJST の了解を得るとともに、本制度による成果であることを必ず明記し、公表した資料についてはJST に提出してください。

(研究期間終了後)

Q 研究で得られた成果の展開について、JST はどのように考えていますか。

A 「産学共創の場」参加者への技術移転や、共同研究等を積極的に実施していただくことをお願いしています。

Q 研究期間終了後、協力すべき調査はありますか。

A 研究期間終了後、追跡調査(フォローアップ)を行います。その他必要に応じて進捗状況の調査にご協力いただきます。

JST は男女共同参画を推進しています！

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議では、平成 22 年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第 3 期科学技術基本計画 (<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>) において、「女性研究者の活躍促進」について述べています。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。その一環として、「期待される女性研究者の採用目標は、自然科学系全体としては 25%」と具体的な数値目標が示されています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の 1 つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
北澤 宏一

さらなる飛躍に向けて

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう。

研究者に占める女性の割合は、13.0% (平成 19 年度末現在。平成 20 年度科学技術研究調査報告 (総務省) より)。上昇傾向にあるもののまだまだとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護等で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあること等があげられています。

このそれぞれの課題に対しては、国としても取組が行われています。同時に、女性自身の意識改革も必要であると思います。「もうこれ以上は無理」、「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、ステップアップに向けてチャレンジして欲しいと思います。

この機会に応募して、自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロール・モデルとなっていっていただければと願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監
小館 香椎子
(日本女子大学教授)

※ JST 男女共同参画ホームページ: <http://www.jst.go.jp/gender/>

お問い合わせ

お問い合わせは電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)。

E-mail: [kyousou@jst.go.jp](mailto:kyou sou@jst.go.jp) TEL:03-5214-8475

(受付時間:10:00~12:00/13:00~17:00、土曜日、日曜日、祝祭日を除く)



〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3

独立行政法人 科学技術振興機構

産学基礎基盤推進部 産学共創担当

TEL 03-5214-8475 FAX 03-5214-8496

<http://www.jst.go.jp/kyousou/>